

衆議院 農林水産委員会 議 録 第 十 三 号

平成二十七年六月二日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 江藤 拓君

理事 加藤 寛治君 理事 齋藤 健君
理事 宮腰 光寛君 理事 吉川 貴盛君
理事 渡辺 孝一君 理事 玉木雄一郎君
理事 村岡 敏英君 理事 石田 祝稔君
井野 俊郎君 井上 貴博君
伊東 良孝君 伊藤信太郎君
池田 道孝君 石崎 徹君
今枝宗一郎君 岡下 昌平君
勝沼 栄明君 木内 均君
鈴木 隼人君 瀬戸 隆一君
武井 俊輔君 武部 新君
中川 郁子君 中谷 真一君
橋本 英教君 藤丸 敏君
古川 康君 前川 恵君
宮路 拓馬君 森山 裕君
築 和生君 山本 拓君
金子 恵美君 岸本 周平君
小山 展弘君 佐々木隆博君
福島 伸享君 井出 庸生君
落合 貴之君 松本けんこう君
稲津 久君 佐藤 英道君
齊藤 和子君 畠山 和也君
仲里 利信君

(政府参考人) 金子 修君
(法務省大臣官房審議官)
(政府参考人) 櫻庭 英悦君
(農林水産省食料産業局長)
(政府参考人) 松島 浩道君
(農林水産省生産局長)
(政府参考人) 奥原 正明君
(農林水産省経営局長)
(政府参考人) 今井 敏君
(林野庁長官)
(政府参考人)
(国土交通省土地・建設産業局長)
(農林水産委員会専門員) 奥井 啓史君
長谷川博章君

委員の異動
六月二日

辞任

補欠選任

今枝宗一郎君 石崎 徹君
西川 公也君 木内 均君
橋本 英教君 井上 貴博君
古川 康君 鈴木 隼人君
山本 拓君 岡下 昌平君
井出 庸生君 落合 貴之君

同日

補欠選任

井上 貴博君 藤丸 敏君
石崎 徹君 今枝宗一郎君
岡下 昌平君 山本 拓君
木内 均君 西川 公也君
鈴木 隼人君 古川 康君
落合 貴之君 井出 庸生君

同日

補欠選任

辞任

橋本 英教君

農林水産大臣 林 芳正君
農林水産副大臣 小泉 昭男君
農林水産大臣政務官 佐藤 英道君
農林水産大臣政務官 中川 郁子君
(内閣府規制改革推進室次長) 刀禰 俊哉君

第一類第八号 農林水産委員会議録第十三号

平成二十七年六月二日

農業改革の名による農業・農協潰しをやめ、地域を守ることに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一二〇一号)

同(池内さおり君紹介)(第一二〇二号)

同(梅村さえこ君紹介)(第一二〇三号)

同(大平喜信君紹介)(第一二〇四号)

同(笠井亮君紹介)(第一二〇五号)

同(穀田恵二君紹介)(第一二〇六号)

同(齊藤和子君紹介)(第一二〇七号)

同(志位和夫君紹介)(第一二〇八号)

同(清水忠史君紹介)(第一二〇九号)

同(塩川鉄也君紹介)(第一二一〇号)

同(島津幸広君紹介)(第一二一一号)

同(田村貴昭君紹介)(第一二一二号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一二一三号)

同(畑野君枝君紹介)(第一二一四号)

同(島山和也君紹介)(第一二一五号)

同(藤野保史君紹介)(第一二一六号)

同(堀内照文君紹介)(第一二一七号)

同(真島省三君紹介)(第一二一八号)

同(宮本岳志君紹介)(第一二一九号)

同(宮本徹君紹介)(第一二二〇号)

同(本村伸子君紹介)(第一二二一号)

同(齊藤和子君紹介)(第一二二三号)

同(島山和也君紹介)(第一二五四号)

は本委員会に付託された。

五月二十九日

稲作経営の安定と水田フル活用に向けた対策の充実を求める意見書(岩手県議会)(第二五二二号)

カツオ資源保護政策についての意見書(東京都八丈町議会)(第二五二三号)

原木しいたけの産地再生対策の拡充を求める意見書(岩手県議会)(第二五二四号)

米の需給・価格安定対策及び需要拡大に関する意見書(岐阜県大垣市議会)(第二五二五号)

山村振興法の延長を求める意見書(長野県駒ヶ根市議会)(第二五二六号)

J Aグループの自己改革の実現に向けた意見書(福島市議会)(第二五二七号)

J Aグループの自己改革の実現に向けた農協法改正を求める意見書(福島県二本松市議会)(第二五二八号)

J Aグループの自己改革の実現に向けた意見書(福島県本宮市議会)(第二五二九号)

J Aグループの自己改革の実現に向けた意見書(福島県川俣町議会)(第二五三〇号)

J Aグループの自己改革の実現に向けた意見書(福島県鏡石町議会)(第二五三一号)

J Aグループの自己改革の実現に向けた意見書(福島県天栄村議会)(第二五三二号)

J Aグループの自己改革の実現に向けた意見書(福島県浅川町議会)(第二五三三号)

J Aグループの自己改革を尊重した農協改革及び農業委員会の公選制の維持を求める意見書(高知県南国市議会)(第二五三四号)

J Aグループの自己改革を尊重した農協改革を求める意見書(高知県南国市議会)(第二五三五号)

J Aグループの自己改革を尊重した農協改革を求める意見書(高知県土佐市議会)(第二五三六号)

「J A自己改革」に関する意見書(鹿児島県長島町議会)(第二五三七号)

森林整備加速化・林業再生基金事業の継続を求める意見書(福井県おおい町議会)(第二五三八号)

青年就業給付金事業の拡充と年齢制限緩和を求める意見書(北海道石狩市議会)(第二五三九号)

たいと思います。

○奥原政府参考人 中央会制度の関係でございますが、現在の中央会制度は、昭和二十九年に追加で導入をされた特別な制度でございます。単位農協、それから農協連合会が自主的に設立をされておりますのに対して、中央会は、これは昭和二十九年当時でけれども、農協の経営が相当厳しくなりまして、貯金の払い戻しもできないというところが続出をいたしました。そのことを踏まえて導入をされた特別認可法人の制度でございます。

そういう意味で、行政にかわって農協の経営なり事業を指導する、こういう役割を中央会は法的に与えられてやってきたわけでございますが、その当時と比べてまして、現在の農協をめぐる状況を見ますと、農協の数も相当減っております。当時は一万を超えていたものが、現在は七百程度になつてゐる。それから、経営も相当しつかりしてきてゐる。こういったことを踏まえまして、今回、中央会につきましては、農協を会員とする自律的な制度に移行していただく、こういうことにしております。

従来、農協法の中で、農協、それから連合会、中央会、これがそれぞれ規定をされていたわけでございますが、これからは、もともとの農協法の本来の姿に戻りまして、地域農協が中心となつて運営をしていく、こういうことになります。

したがって、地域農協の役員の方々が、従来以上に経営者としての責任を自覚して、農業者のメリットを大きくするように、創意工夫して取り組んでいただくことを期待してゐる、こういうことでございます。

それから、全中の場合には一般社団法人へ移行するということになっておりますけれども、一般社団法人ということになりますと、行政庁の監督を受けるということはありません。したがって、地域農協を適切にサポートする観点から、会員の範囲ですとか事業の範囲についても、定款で自由に決めていただく、こういうメリットがある

るものというふうに考えているところでございます。

○伊藤(信)委員 全中の経常収入の九割以上が賦課金によるもので、その多くは、全国農業協同組合連合会、全国共済農業協同組合連合会、農林中央金庫のものでございます。

例えば、平成二十五年度の私の地元宮城県の農業協同組合中央会の収支を見ますと、総収入のうち六割超の六億二千万が、管内の単位農協と全国農業協同組合連合会、全国共済農業協同組合連合会等からの賦課金による収入となつております。

そこで、全国農業協同組合連合会、いわゆる全農や単位農協が株式会社化した場合、全中や都道府県中央会の総収入のかかなりの割合を占めております賦課金の収入はどのように変わると想定しているでしょうか。

○奥原政府参考人 今回の改正によりまして、全国中央会の方につきましては一般社団法人に組織変更するという形になっておりますけれども、一般社団法人の場合には、一般社団法人法の第二十七条によりまして、社員からの会費の徴収、これができることになっております。

それから、都道府県の中央会の方につきましては農協連合会に組織変更するという規定でございますけれども、農協連合会でございますので、農協法の第十七条に基づきまして、会員からの賦課金の徴収ができる、こういうことでございます。

単位農協が組織を変更したり、あるいは全農が組織変更するというのが選択肢として今回入れられておりますけれども、そうなった場合でありまして、一般社団法人となりまして全中が定款において定める会員の資格を満たせば、会員としての会費を徴収することは当然可能でございます。農協法で定める農協連合会の会員の資格を満たせば、これも会員としての賦課金を徴収することは可能でございます。

組織変更後の中央会の費用につきましては、誰がどのように負担するかは、その事業の内容等に応じて、当該中央会とその会員でよく話し合つて

決めていただく、こういうことになるものと考えております。

○伊藤(信)委員 大変オプティミスティックな見解ですけれども、果たして、会費ということになると、賦課金と違って義務制や、あるいは組織のヒエラルキーの中での決定ではなくなるわけですね。そうした場合、一般社団法人化した全中あるいは連合会に移行した中央会の運営が行き詰まる、財政的に難しくなるということは想定していいでしょうか。

○奥原政府参考人 全中それから県中が組織を変更するといつたにしても、農協をメンバーとする組織であるということについては、基本的には変わらないと思つております。

今申し上げましたように、一般社団法人法あるいは農協法に基づきまして会費や賦課金の徴収はそれぞれできるわけでございますので、これはそれぞれの中央会と会員の方々がよく話し合つていただく。どういう事業をこれからやっていくのか、それに当たつて、その費用としてどのくらいを想定して、それをそれぞれどういうふうに負担するのか、こういうことをきちんと話し合つてやつていただければ、会員にとってメリットがある限り、その仕事はきちんとできるものというふうに思つております。

○伊藤(信)委員 単位農協に対する全中による監査の義務というものが廃止されるわけでありまして、そのことで、単位農協の自主性や主体性というものが向上して、地域に根差したサービスや活動というものがよりできるようになるということが期待されているわけですが、それはどのような根拠によるものでしょうか。

○小泉副大臣 今回の農協改革の中で、全中の監査の義務づけを廃止いたしました。公認会計士の会計監査を義務づけることとしたわけでございます。

これは、准組合員が農業者である正組合員を上回る状況となつたこと、また、農協の数も、先ほどもお話ございましたが、七百の農協となりま

して、一農協の貯金量の規模、これも平均一千二百九十億円と大きくなつてゐるわけであります。中には一兆円を超える農協もございます。これらを考えまして、農協が信用事業を今後とも安定的に継続的に進めることができるように、他の金融機関と同様の会計監査の体制をとることが必要と判断をしたわけでございます。

また、業務監査につきましても農協の任意としたしまして、地域農協が農産物の販売体制の刷新等を進めて農家の所得向上を図ろうとするとき、これは自由に能力のあるコンサルを選べる、こういうことにしたわけであります。

これまで、一定規模以上の農協は、毎年必ず全中の会計や業務の監査を受けるとともに、中央会の会員であるか否かにかかわらず、全ての農協が中央会の指導の対象となつていた関係がございまして、全中監査の義務づけを廃止いたしました。中央会も行政代行的に指導を行う特別認可法人から自律的な組織に変更することによりまして、地域農協の役員が従来以上に経営者としての責任を自覚して、農業者のメリットを大きくするよう、創意工夫し取り組んでいくことが期待されるわけでありまして。

以上でございます。

○伊藤(信)委員 都道府県中央会は、連合会に移行後も、単位農協の経営相談、総合調整等の役割を担うこととなつてゐるわけですが、単位農協が農協から独立した監査法人に監査を依頼している場合、その監査法人と連合会との間の情報共有、連携というものはできるのでしょうか。また、どのような仕組みでできると考えていますか。

○奥原政府参考人 今回の法律の中では、都道府県中央会につきましては農協連合会に移行することになっております。仕事の身としては、会員の要請を踏まえた経営相談ですとか監査、会員の意思の代表、それから総合調整、こういったことをやることになっております。

この中で、都道府県中央会が連合会に移つて行

う経営相談でございますが、これは会員の求めに応じてもございまして、例えば、その会員である農協が監査法人から指摘された内容、これにつきましても、会員からその提供を受けて、連合会に移行した県の中央会が相談に応じるという事は当然可能でございます。

それから、県の中央会から農協連合会に組織変更をする場合に、監査法人から指摘された内容については、必ず農協連合会の方に提供していただくといったことを農協連合会に対する加入の条件にするといったスキームもつくることができると思っております。こういったことをすれば、情報の共有ですとか連携、こういったことは十分できるものというふうに考えております。

○伊藤(信)委員 全農が株式会社ということを選択した場合について伺います。それ以外にも、どのようなメリット、デメリットがあるかということなんです。

株式会社ということになれば、当然税制上の立場というものは変わってくると思います。法人税は高くなるでしょうし、それから資産償却税の扱いも変わってくる、要するに負担増が予想されるわけですが、このことに対して何らかの対処をお考えでしょうか。

○奥原政府参考人 全農の株式会社への転換でございますけれども、今回の農協改革の中では、地域の農協を的確にサポートするという観点で、農業ですとか食品産業の発展に資するような経済活動を経済界とも連携して積極的に行っていく、こういった従来の業務を超えて新たな事業展開を戦略的に行うということが求められているところでございます。

その観点で、選択肢として、全農についても株式会社へ転換できるという規定が入ってございまして、株式会社にする場合には、協同組織としての性格に由来する農協法上の員外利用規制ですとか、あるいは事業範囲の制限、こういったものはなくなります。そういう意味で、民間企業と同じスキームのもとで取引を円滑に行うことが

可能になる、こういったメリットがございまして、一方で、株式会社ということになりますと、法人税等が会社と同率になる、それから独禁法が全面的に適用される、こういった問題もあるところでございます。

ですが、税金の方の問題につきましては、これまでのところ、全農は法人税についてはここ数年は払っていないような状況でございますので、独禁法の方は、事業をこれからどういうふうにするかということ、いろいろ戦略を考えた上で公取と相談をするといったことが必要になってまいります。当面、税金の方については大きな問題はないのではないかと考えております。

○伊藤(信)委員 今、独禁法の話が出たわけでありまして、米等の価格決定や価格交渉において抵触するあるいは不都合が生じる危険性はないでしょうか。

○奥原政府参考人 株式会社へ転換することになれば、当然、独禁法は全面適用されるということになってまいります。ですけれども、現在全農が行っております、農協の販売委託を受けて農産物を販売する、あるいは生産資材を共同購入する、こういった事業につきましては、一般の事業者が行っている事業とほとんど同等でございますので、仮に独禁法が適用されたとしても、基本的には問題がないものというふうに考えているところでございます。

これから先、全農の方が農業、食品産業の発展に資する新しい、積極的な事業をやるということになりまして、その事業戦略を具体的に立てていただいて、その上で、必要があれば公正取引委員会と事前に相談をするといった対処が必要になるというふうに考えております。

○伊藤(信)委員 株式会社となれば、やはり行動原理としては、利潤追求ということが行動原理となるわけですね。当然、株主への利益還元も考えなければならぬ。当然、生産者組合とは組織の性格そのものが大きく変わらざるを得ないという

ことになります。

そうなりますと、各単位農協また全農にとっても、お互いに相手の取引先のような関係になる可能性はあるわけですね。そういった関係性において、究極の目的である農業者の所得の増大であるとかあるいは農村地域の振興に、どのように今回の改正が寄与できるかということについて御説明願いたいと思います。

○林国務大臣 今回の改革で、全農については、地域農協を適切にサポートしていただくということと、有利販売のための大口需要者との安定取引の関係の構築をやっていたら、それから、農業、食品産業の発展に資する経済活動を、例えば経済界と連携して積極的に行う、こういうことが求められているわけでございます。必要な場合にはそういう展開をするために農協出資の株式会社に組織変更できる、こういうふうになっているところでございます。

組合であろうと株式会社であろうと、構成員、組合の場合は組合員です、株式会社になれば株主ということですが、この構成員の利益になるような的確に事業を運営すべきということは変わらないわけでございます。

株式会社になりますと出資配当が原則となりますが、農協は出資配当には法定上限がありまして、配当は利用高配当を基本としている、ここが違うわけでございます。

全農もしくは地域農協を株式会社とされるときも、株主は現在の出資者である農協、農業者の皆様さんということになりますから、出資者たる農業者、ひいては農村の利益に資するように運営されるのが当然である、こういうふうにご考えております。

株式会社へ組織変更するかどうかは、全農の会員である農協等の判断による、こういうことでございます。

○伊藤(信)委員 その出資者なんですけれども、株式ということになれば、農業者以外、あるいは農村地域以外の資本流入、また外国資本の流入と

いうこともある意味では拒めないのではないかと考えますが、この点について何らかの対処というものはお考えでしょうか。

○小泉副大臣 御指摘の部分でございますが、全農等が株式会社に組織変更する場合、株式は、現在の出資者である農協や連合会、特に農協が株式会社に組織変更する場合には出資者である農業者等に割り当てられることから、組織変更当初は、株式会社の意思決定は、株主である農協や連合会によって行われることとなります。

しかしながら、会社法上、一般的に、株式は譲渡可能であるために、農協等がこれを第三者に譲渡していけば、第三者の株式が増加するわけでありまして、農協や農業者の意向が及ばなくなることもあり得るわけでありまして。

会社法におきましては、株式に譲渡制限をかけることもできることとなっておりますが、今回の改正に当たりまして、組織変更計画の記載事項として、農林水産省令において、組織変更後の株式会社の発行する株式を譲渡制限株式とすることを定めたことによりまして、このような懸念がないようにしていきたいと考えております。

○伊藤(信)委員 次に、単位農協についてちょっとお聞きしたいんです。

単位農協も株式会社化できるということになっているわけですが、御案内のように、単位農協というのは、生産者組合としての役割だけでなく、地域住民の生活インフラとして非常に大きな機能、役割を持っているわけですね。それらを利用する住民は、必ずしも現在は農業者ではありません。

しかし、そういった方々も、そこで生活し、経済活動を営むことで、農村社会を守るという役割を担っているわけですね。また、自治体も、農業者、農協との連携という関係の中で農村を守っているわけですね。

株式会社の性格上、これまで農協が果たしてきた公共的な役割、特に地域の生活インフラの整備、維持といった役割を継続できなくなる、そう

○奥原政府参考人　現在の地域農協は総合農協でございしますので、いろいろな事業をやっていたのだがいっておりますが、事業の対象者の方も、担い手農業者がいらっしゃり、兼業農家もあり、それにかつら、准組合員や単なる地域住民の方々もいらつしゃいます。対象者も非常に複雑化をするという中で、一つの農協がそれぞれのニーズに応じまして事業を適切に運営するという観点で、事業の内容や対象者に応じて、適切な組織形態を選択できるようにするというのも必要ではないかというふうに考えております。したがって、必要な場合には、選択によつて農協の組織の一部を株式会社組織変更できるようにする、あくまで選択でございますが、こういった規定を今回入れております。

地域農協が株式会社になった場合には、法人税等が会社と同率となりますし、それから、独禁法の適用除外ということはありませんけれども、一方で、員外利用規制を受けることがなくなりますので、地域住民に対して必要なサービスを提供しやすくなるといった側面がございます。それと、事業範囲の制限もなくなる、こういった側面もあるというふうに思っております。

御指摘のとおり、農協が、實際上地域のインフラとしての側面を持っているというのは事実でございますけれども、組合員でない地域住民に対しても、今後ともサービスを適切に提供していくという上で、必要な場合、特に農協法に基づく員外利用規制ですとか、そういったものがネックになる場合には、株式会社への転換が一つの選択肢になるものというふうに考えております。

○伊藤仁俊委員　農協が株式会社となりますと、理論上、現在農協がやっている複数の事業を行うう株式会社が同地域にできることが想定されます。その場合、同様の事業を行う別会社と同地域で一種の競争関係になるわけですけれども、その場合、健全で公正な競争というのはどのように担保されるんでしょうか。

現在の農協法では、独禁法の適用除外はござい
ますが、不公正な取引方法については適用除外に
なっておりませんので、農協につきましても、こ
れがあれば違反ということになってまいります。
例えば、農産物の販売ですとか、肥料、農薬の
購入を強制する、あるいは、融資を行うに当たり
まして農協から資材を購入することを条件とする
とか、こういったことをやれば、優越的な地位の
濫用、不公正な取引方法ということになりまし
て、独禁法上規制をされる、こういうことになっ
てまいります。

このことは、農協であるか会社社であるかにかかわらず、共通でございますので、これによつてきちんとした公正な競争が行われるというふうになつております。

○伊藤信臣委員 単位農協の収支を見ますと、私の地元、宮城県なんですけれども、宮城県の単協を見ると、信用事業、共済事業による収益が事業収益の多くを占めているんですね。大体五、六割

なんですね。

株式会社化するときは、信用事業、共済事業はできないので、切り離して、いわゆる経済事業といいますが、特に営農指導事業が期待されているわけですが、この営農指導というのはほとんど全部赤字ですよ。

そうしますと、収益の少ない経済事業、営農指導を中心に株式会社になった場合、果たして経営

というのは成り立つのだろうか、その点が大変疑問なんですけれども、この点についてお答えいただけますか。

○奥原政府参考人　地域の農協の組織を分割してその一部を株式会社社に転換する、これは選択肢で入れているわけでございますけれども、このときに主として想定をしておりますのは、農業の関係

むしろ、想定をしておりますのは、地域のインフラとしての機能の側面でございます。

例えば、農村部で現に農協が行っております生活購買店舗ですとかガソリンスタンド、これは組合員の方も当然利用されておりますけれども、組合員でない方、准組合員にもなつていらつしやらない方もかなり利用されているという実態もございいます。だんだんこの組合員でない方のシェアが高くなつていくといったことがあつた場合には、今後とも地域インフラとしての機能を十分に果たすためには、員外利用の規制がかかる農協よりも、ほかの組織形態を選んだ方がサービスが提供しやすい、こういうことがあるわけでございますので、そういった観点でこの選択肢を入れてい

る、こういうことです。

○伊藤(信)委員　最後に、農業委員会等についてお伺いします。

確かに農業委員会は公選制になっているんですけども、私の地元でも、前回、十六委員会中、実際の選挙は四委員会です。全国で見ても、千十五のうち八十三委員会しか実際の選挙は行われておりません。そういう意味では、公選制というものに問題があるのは事実なんです。他方、今度の改正で首長による選任のみで選ぶという場合、首長個人の恣意性とかあるいは政治的中立性というのはどのように担保されるんでしょうか。恣意性の排除ですね。

○奥原政府参考人　農業委員会の関係でございますが、農業委員会は、農地に関する市町村の独立行政委員会でございます。担い手への農地利用の集積、集約化、それから新規参入の促進、あるいは耕作放棄地の発生防止、解消、こういった仕事をやっていただいているわけでございます。

今回の法案では、適切な方が確実に農業委員に就任できるようにするという観点で、公選制か

農業委員の選出につきまして、議会の同意のほかに、あらかじめ地域からの推薦を求めたり、あるいは募集を行うということ、それから、推薦を受けた方あるいは募集に応募された方についてはその情報を整理して公表するということ、それから、市町村長の方では、推薦や募集の結果を尊重しなければいけないということ、こういったことが法律の九条のところに書いてございます。

こういった措置を講じることにしまして、市町村長が、合理的な理由なく、恣意的に委員を選任することは非常に難しいという仕組みになっているというふうに考えているところでございます。

○伊藤(信)委員　今回の非常に大きな改正につきましては、その効果あるいはその影響について、よくわからない、不明瞭さを感じている農業者の方が非常に多くいらつしやいます。また、急激な制度改革がもたらす現場の混乱、それから、それに伴う我が国の農業の弱体化を心配する声もあるわけですね。

私たちは、未来に責任を持つ政治を進めなければなりません。それには、問題を先送りせず、農業者を初めてとする利害関係者、国民の理解と納得を得ることが必要であります。ぜひとも、本委員会の審議を初めとして、あらゆる機会を通じて、丁寧な説明と幅広い意見聴取に努め、政府として、我が国の農業をしつかり守り発展させていくとい

う強い意思を、農業関係者そして国民の皆さんにお示しただけるようにお願い申し上げて、私の質問を終えさせていただきます。

○石田(祝)委員 おはようございます。公明党の石田祝稔です。

まず、私は、法案の話に入る前に、口永良部島の件でちよつとお伺いしたいと思います。

六月一日に私が政府からいただいた資料の中には余り農林水産省関係のことが書かれておりませんが、被害状況の掌握と、これからどういう対応をとっていかれるのか。

ちなみに、ちょっと申し上げますと、農林水産省の対応という政府からいただいた書類の中では三項目書かれており、総理指示を徹底、職員を派遣して情報収集、それから、家畜の飼養頭数等を確認し、緊密に県と連携をとる、こういうことしか書かれておりません。

これは、その後、被害状況を掌握して、対策というのはどういうふうにとられる予定なのか。これは大臣に伺いをいたしましょう。

○林国務大臣 口永良部島の農業ですが、肉用牛の飼育が中心で、耕地のほとんどで飼料作物が作付をされておりまして、このほか、カンショ等の作付が行われているということでございます。

五月二十九日の噴火に伴う農作物や農地の被害状況については、現在、全島避難中のために、まだ把握をできていないということでございます。

畜産についてですが、鹿児島県によりまして、現在、口永良部島には肉用牛が六十頭、それから豚が二戸二十五頭、鶏が二戸三十一羽、馬が一戸一頭、こういうふうにおられるようでございます。

牛と馬は放牧でございますので、水及び餌となる草が十分にあるということですが、豚や鶏については飼いでございまして、定期的な給餌が必要な状態であって、ニュースでもやっておりましたが、昨日も、一時帰島した方が給餌を実施した、こういうふう聞いております。

家畜への対応については、飼養者の皆さんの御意向を聞きながら、鹿児島県と屋久島町で検討をされておられると聞いておりまして、我が省としても、飼養者等関係者の安全をまずは第一とした上で、鹿児島県や町と緊密に連携をして協力をしたいと思っております。

○石田(祝)委員 済みません、ちょっと確認をします。

政府が一括して出している内閣府の防災担当の資料には余り詳しく書かれておりませんが、経営局からは二十九日付をいただいておりますが、これは、大臣の御答弁とちよつと違うんじゃないかというの、肉用牛が九十頭になっているんですね、もらっているのは、豚のことは全く書かれておりません。ですから、私は、ちよつとどうかなと思つたのは、島民の方が一時帰島されて、豚に餌をやれてよかった、こういうお話もあつて、あれ、豚のことは書かれていないな、こういうことで今お聞きをしたところであります。

肉用牛の頭数も相当違つておるんですが、これは大臣の御答弁が正しいとは思ふんですが、これも、確認できますか。

○奥原政府参考人 実際の頭数等につきましては、県庁と連絡をとりながら最新の情報をもらうようにしておりますので、ちよつと時点時点で変わつてきているかと思ひますけれども、先ほど大臣からお答えしたのが、現在、県から聞いている最新のデータでございます。

○石田(祝)委員 局長、こういうことは言いたくないんだけれども、わずか数日で、時点時点で三十頭も変わるんですか。もうちよつと丁寧な答弁をした方がいいんじゃないですか。何で三十頭も変わつちゃうんですか、一日、二日で。ちよつとそれは、日ごろ精緻な答弁をされる局長らしからぬ御答弁じゃないかと。

頭数を争うわけではありませんけれども、生き物というのは、常々言われているのは、口のあるものは大変だ、餌をやらなくちゃいけない、こういうことでありますし、島民の方々が先行きがなかなかわからない中で、肉用牛を飼っている人、豚を飼っている人、また、作物を育てている人、それぞれ大変な思いをしておりますから、特に農林水産省もそれを酌み取つて、しっかりとした対応をお願いしたいと思います。

きょうは、農業委員会について主にお聞きをしたいんです。これは、まず、大臣にお伺いをしたいんです。

れども、今回、公選制から選任制に変わった、こういうことで、先日、農業委員会の大会に私も出席をさせていただきました、特に意見を聞く時間まではありませんでしたが、大臣の御挨拶も伺いをしたところで。

そういう中で、農業委員の方々が、大会が終わつた後、ちよつと私の部屋にも要望ということでお見えになつて、やはり、お聞きをすると、公選制ということ、公職選挙法にのつて選ばれているということが一つの誇りになっている、こういうお話で、これは当然、私たちが与党の中で議論をするときも、そのことをどう受けとめるか、こういう議論もあつたわけであります。

今回、選任制で、推薦制と応募制ということになりますけれども、それに基づいて市町村長が議会の同意を得て任命する、こうなっておりますが、農業委員の方々、これは、やめた後も守秘義務があるという、ある意味では重い仕事でもあるわけですから、それがやはり誇りを持ってやれるということについて、公選制は今回法律でなくすということになりますけれども、それにかわるものを、大臣としては、何か、こういうことで誇りを持ってやっていたような仕組み、また、そういうものはお考えなのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○林国務大臣 実は私も、大臣に就任する前から、全国で大会がありますと、地元の山口県から出てこられた皆さんと一緒に食事をするというのをずつとやっておりまして、当日もそういう機会があつたわけでございます。やはり、今おっしゃつたようなお話や、それから今までやってこられたこと等々、また、現場の農業の状況等いろいろ聞くことができたわけでございます。

まさに、適切な人物が確実に農業委員に就任をするということで、今回は、制度的に、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任制ということに改めたところでございますが、首長さんが、まず、あらかじめ地域から推薦を求める、それから募集を行う、推薦を受けた方々や募集に応募し

た皆さんに関する情報を整理して公表する、さらに、その結果を尊重して委員を任命しなければならぬということ、九条でございますが、明記をする、こういうことにいたしました。

これは農業委員会法で独自に工夫した方式でございます。推薦もしくは公募の皆さんの氏名や農業経営の内容等農業委員としての資質を備えているかを判断するための情報を公表した上で選任されるということで、選ばれた場合には、これまでも同様に誇りを持って取り組んでいただけているのではないかと、実際に運用していくときにも、そういうことに意を用いてやっていきたいと思つております。

○石田(祝)委員 先ほど申し上げましたように、最適化推進委員も農業委員もともに守秘義務というんですか、職を離れた後も秘密を守らなくちゃいけないという、ある意味では大変大きなプレッシャーをずつと持ちながら、感じながらやっていかなきゃいけないので、誇りを持って委員としてやっていく、私は最大限配慮していくべきだと思つております。

それで、このことについてちよつとお伺いをしたいんですけれども、私も見させていただきました、この法律案が重いんですね、重さも重いですけれども中身も重いですことだと私は思いますけれども、第八条で、農業委員の定数は条例で定める、こういうふうになっていきますね。そして、第九条の第一項で、あらかじめ、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者に対して候補者の推薦を求めるとともに、募集をしなきゃならない、こういうことを書かれておりまして、第三項では、募集の結果を尊重しなければならぬ、こういうことを書いておりますけれども、これは私はちよつと疑問に思ふので、お答えをいただきたいんです。

定数を条例で決めるということは、数が決まるわけですね。そうすると、推薦をされた方、そして募集に応じて手を挙げられた方、こういう方が定数を超える可能性があるわけですね。そのとき

に、一項の結果を尊重しなければならぬというのをどう読むのか。

ですから、二十人というふうに定数を決めて、推薦が十五人あつて、手を挙げた方が十人いたら二十五人になるわけですね。そうすると、定数を超えるわけなんですけれども、そのときに、要するに、推薦者と応募者、これを尊重しなくちゃいけない、これしか書かれておりませんけれども、これは具体的に、定数を超えたときにどうするかということはどうお考えになつてゐるか、お答えをお願いします。

○奥原政府参考人 これは推薦とそれから募集を行うということになつておりますが、それは、場合によっては、推薦、募集の方々の数がその地域の農業委員の定数を上回るといふことも当然あり得ることでございます。

このときに、どうやって適切な選任が行われるようにするかというのは一つの重要なポイントだと思つておりました、法律に書いてございますのは、先ほど先生言われましたとおり、その結果を尊重するといふところまででございますけれども、例えば、いろいろな手続を入れていく、これはこれから決めていくことになりましてけれども、その候補者に関しまして必要な情報を公表した上で地域の関係者の意見を聞く機会を設けるとか、一定のプロセスが必要ではないかといふふうに考へております。

一律に推薦された者の方を優先するといふことが適当とは思つておりませんが、制度の運用に当たりましては、現場が混乱しないので、かつ適切な方がきちんと選任されるように、そのルールにつきましましてよく検討していきたいといふふうに考へております。

○石田(祝)委員 これから検討されるということでありましてけれども、やはりそういうところを心配なさつてゐるわけですね。

農業者または農業団体から推薦された人と、自分が見たいよと手を挙げた人、そういう人が、どういふ経歴を持つていて、どういふ考へ方を

持つてゐるかといふのはここで整理されるだろうと思ひますけれども、そのときに、団体から推薦をされた、例えば今まで農業委員として務められていた方、そういう方が選ばれない可能性もこれは出てくるわけですね。ですから、そのところで私がちよつと心配するのは、市町村長さんが恣意的に選ぶことがあつてはならない。

これはなぜかと申しますと、今回、農地の転用の許可、これは国から、認められた市町村長に渡すことになつてゐますね。ですから、私が大変心配してゐるのは、市町村長さんが転用の許可権限を持つ、さらに、農業委員の方もある意味では自分が選任をする、野球でいつたら、ピッチャーとアンパイアと一緒にやるようなことになつては困るというところで申し上げてゐるわけですので、このところはこれからの、法律が通つた後の考へえかもしれませんけれども、そういう心配がないようにぜひお願いをいたしたいといふふうに思ひます。

それから、第八条の件でありますけれども、この第八条に、年齢、性別等に著しい偏りが生じないようにしなければならぬ。これは、議論の中で私たちが、やはり女性の方や若い方の意見が反映されるように、こういうことで申し上げて、入れていただいたわけでありまして。

この年齢構成は、平成二十五年の十月一日、六十歳以上七十歳未満が二万名、全体総数の約五五%を占めていて、四十歳未満は百六十八名で一%もいない、こういう状況でございます。また、女性の農業委員数は二千二百四十九名で、全体の六・三%、こういうふうな状況でございますけれども、例えばこれで、女性の枠だとか、また、ある一定の青年、青年といつても何歳を区切りにするかといふのはありますけれども、これは一種のクォータ制みたいなことは考えられないのか。これについてはどういふふうにお考えでしようか。

著しい偏りが生じないように配慮しなければならぬといふことで、これは大きくくつてゐる

わけでありましてけれども、実際にブレイクダウンをして市町村長のところに行くと、それぞれが推薦されたり応募された方を選んでいくということになりますから、実質、偏りが生じないということに反するようなことも出るんじゃないかと思うんですけれども、このところは、ある意味では明確な枠をつくるのかいとお考えはありますでしょうか。

○中川大臣政務官 石田先生御指摘のとおり、農業委員の平均年齢は六十四歳であります。基幹的農業従事者に占める四十代以下の農業者は約一割でございますが、農業委員に關してはわずか三%、おっしゃるとおり、全国で百六十八人。女性の割合が四割であるのに対して、委員が七%というところになつておりますので、青年や女性の意見が十分反映されるものになつていない状況であるといふふうに思ひます。

このため、昨年六月の政府・与党の取りまとめでは、「女性・青年農業委員を積極的に登用する。」との文言が盛り込まれたところでございます。

これを踏まえまして、今般の改正では、市町村長が農業委員を任命するに当たりましては、年齢、性別等に著しい偏りがないように配慮することとしてゐます。

それぞれの地域内での農業者の性別、年齢別構成を踏まえた上で、各地域で工夫をして、女性や青年農業者も適切な人数を任命するようにしていただきたいと考へておりました、あらかじめ女性や青年の定数の枠を設け、その枠だけ満たせばよいといった運用は適当ではないと考へてゐます。

農林水産省といたしまして、法案成立後、この規定の趣旨を周知徹底し、各地で青年や女性が推薦を受け、また、公募に応じるように働きかけをまいりたいと存じます。

○石田(祝)委員 ぜひ趣旨が生かされるようにお取り組みをいただきたいといふふうに思ひます。時間がないので最後になりますけれども、ちよつと角度を変えまして、国土調査、地籍調

査、また、境界確定についてお伺いをしたいと思ひます。

これは東日本大震災のときもそうでありましてけれども、要するに、もとの地籍がはっきりしてないといふことで、これが大きく動いたときに全くわけがわからなくなつてしまつた。ですから、もともとのものがあれば、何センチ動いたからと復元をして、大体こういうことだろうといふのがわかるんですけれども、これが非常におくれております。

これについては、国交省がやつてゐる部分と、都市部の地図混乱地域を法務省がやつてゐる、また、林野庁は山林の方の境界の明確化、こういうものをやつてゐる、こういうことでありますけれども、現状、予算を含めて、そして、これからどうするか、どれだけふやしていくのか、こういうことを、国交省、法務省、林野庁、順次手短に御答弁をお願いします。

○長谷川政府参考人 お答え申し上げます。

地籍調査は、市町村が実施主体となりまして、一筆ごとの土地の境界や面積などを調査し、明らかにしていくものでございます。この実施によりまして、地域づくりや災害発生後の復旧や復興の迅速化に役立つほか、取引の円滑化を通じて、農地の集約化にも貢献するものと考えております。

農地における地籍調査の進捗率は平成二十五年度末で七二%と進んでおりますが、都市部や林野部、山林部を含めました全国の地籍調査の進捗率は五一%にとどまつており、今後さらに促進することが必要であると考へております。

このため、近年、厳しい財政事情のもとではございますが、国土交通省といたしましては、今後とも、引き続き市町村への財政支援を行うなど、地籍調査の促進に努めてまいります。

○金子政府参考人 法務省が実施しております登記所備えつけ地図作成作業の現状と今後の取り組みについてお答え申し上げます。

登記所備えつけ地図は、登記された土地の区画

を明確にするものであり、これによって現地における各土地の筆界を特定するものであります。もつとも、現状におきましては、このような地図の整備が必ずしも十分ではないため、種々の弊害が生じていることから、法務省では登記所備えつけ地図の整備に努めてきているところでございます。

具体的には、平成十五年の都市再生本部の方針を受けまして、都市部における地図混乱地域について計画的に登記所備えつけ地図の整備を進めてきたところであります。直近では、八カ年計画に基づき、平成二十一年度から平成二十六年度の着手分までで約百一十平方キロメートルについて整備が完了したところであります。

本年度からは、登記所備えつけ地図の整備のさらなる推進を図るため、予算の手当ても含めまして、新たに本年度を初年度とする三つの作業計画を策定しまして、登記所備えつけ地図の整備を行うこととしております。

具体的には、従来からの全国における登記所備えつけ地図作成作業を拡大して実施するとともに、大都市などその整備がもたらしている地域や東日本大震災の被災地においても新たに登記所備えつけ地図作成作業を実施することとしておりまして、これらの計画に基づき、登記所備えつけ地図の整備を推進していく所存でございます。

○今井政府参考人 林野庁の取り組みについてお答え申し上げます。

林野庁におきましては、森林整備地域活動支援交付金という予算を措置いたしまして、森林組合等が森林所有者の所在確認ですとか境界の確認などの施業の集約化のために行う活動に対する支援を行っております。二十七年におきましては、二億三千四百万円を予算措置しております。

こうした予算を活用しながら、都道府県、市町村の林務部局あるいは地籍部局、そういうところとの情報共有などをしながら、森林境界の明確化活動と地籍調査が連携し、森林所有者や森林境界の明確化を推進していきたいと考えております。

○石田(税)委員 ありがとうございます。

○江藤委員長 次に、玉木雄一郎君。

○玉木委員 玉木雄一郎です。

いよいよきょうから農協法等の改正法案の本格審議が始まりますけれども、改めて、先週、八人の参考人の皆さんにお話を聞いて、本当によかったなと思いました。それぞれに意見を伺ったとき、与党の推薦の方、野党の推薦の方、ともに本心に審議に役立つ発言をしていただいたと感謝を改めて申し上げたいと思います。

しかし、聞けば聞くほど、私は、今回の改革が、何のための、誰のための改革なのかということがますますよくわからなくなったというのが正直な気持ちであります。大変重要な改革と呼ばれているわけですから、その趣旨、目的を明確にしていく、後世に恥じない改革案としてきちんと仕上げていくことが、与野党を超えた、我々農水委員会に在る者の責任だと思っておりますので、きょうは、改めて改革の目的を中心に質問をさせていただきます。

まず、規制改革部局に質問いたします。

安倍総理は、いわゆる岩盤規制ということで、さまざまな、長年続いていた、特に民間の活力をそぐような規制については、それを、強い、かたいドリルで岩盤に穴をあけていこうということ、国内外でそういう発言をされておられますけれども、そもそも、安倍総理の掲げている岩盤規制とはどのような規制のことを指すのでしょうか。

○刀禰政府参考人 お答えいたします。

岩盤規制はもろもろ法律上の用語ではございませんので、そういった定義があるわけではございませんけれども、現在、内閣において言及されます場合には、やはり、長年の間規制が行われており、そういった規制が時代の変化に必ずしも対応していないもので、かつ、長年あるがゆえになかなか改革が難しい、そういった規制を一般的に指すものと承知をいたしております。

○玉木委員 岩盤だから、かたいんでしょうね。

要は、なかなかあかぬからこそ岩盤だし、長年続いてきたから岩盤ということなんだと思います。

規制部局に引き続き伺いますが、農業分野における岩盤規制とは、規制改革会議等で議論される中で、具体的にどのようなものが象徴的な農業分野での岩盤規制としてこれまで政府として取り組んでこられたのか、お答えください。

○刀禰政府参考人 お答えいたします。

現行の規制改革会議におきましても、農業のワーキンググループを設けまして、さまざまな議論を行っております。

その中で、農業のいろいろな規制をしている中の基本的な法律として、もちろん、今回御議論をいただいております三法の関係がございます。農協の関係もございまして、農業委員会の関係もございまして、また、農地法との関係につきましても、例えば、最近では農地中間管理機構をつくるというようなことがございまして、そういうさまざまな制度。一つ一つは当然理由があるわけではございますが、変えるべきもの、維持すべきものがあると思っておりますけれども、そういったさまざまな規制について議論をしてきているというところがございます。

○玉木委員 抽象的で、よくわかりませんね。

それでは、ちよつと言ひ方を変えます。

資料の一をごらんください。

総理がアメリカにいたとき、私もアメリカにいて、この演説は現地でも聞いておりましたけれども、上下両院での歴史的な演説というふうに言われていますが、農業についてはさまざまなことをおっしゃって、こういうことを言っている。「私たちは、長年続いた農業政策の大改革に立ち向かっています。六十年も変わらずにきた農業協同組合の仕組みを、抜本的に改めます。」よく六十年ぶりの改革というふうに言いますけれども、この六十年ぶりの改革というふうに総理がおっしゃる改革は具体的に何を指すのか、わかりやすく説明してください。

○刀禰政府参考人 お答えいたします。

農協法につきましては、御案内のとおり、昭和二十二年当時に制定されたものでございます。その当時の社会経済的な背景を中心に、背景をいたしまして制定されたものと思っておりますけれども、そういった制度の基本的な部分については、これまで大きな意味での改正は行われてこなかった。もちろん、個別のいろいろな手当てはございましたけれども、そういった中で、今般、やはり農協制度の基本的な部分につきまして改正が行われたということを感じているというふうに理解をしております。

○玉木委員 基本的な部分とは何ですか。

○刀禰政府参考人 何をもちつて基本的な部分と申し上げるか、それはその方によっていろいろな解釈はあるかと存じ上げますけれども、今回の農協法案につきましても、一つは、農協の中央会及び県の組織といったものの見直しが行われますし、また、監査のあり方についても見直しが行われるものだと承知をしております。

○玉木委員 組織のあり方、監査のあり方ということをお願いいたしますけれども、もう一度お聞きします。

六十年ぶりの改革ということは、六十年間さわらなかつた規制があるということですね。監査制度については、実は何度も見直しを行っておりますし、法律の改正も行っています。

もう一度聞きます。

農協改革のうち、何が六十年ぶりの改革なのか、お答えください。

○刀禰政府参考人 我々、規制改革の事務局でございますので、規制改革で議論が行われたことを中心にお答えさせていただくことになるかと思っております。

具体的な改革の全貌につきましては農林水産省からお答えいただくことが適切かと考えておりますけれども、農協改革の中で、今般の農協法の中では、経営の目的の明確化が盛り込まれておりますとか、また、農業者と農協との関係が、選ば

れる関係を徹底していただくとか、また、責任ある経営体制をとっていただくとか、そのほかに、全農の組織の關係、都道府県の中央会の關係、全国の中央会の關係と、組織の根本的な部分についてさまざまな改正が盛り込まれているというふうに理解をしております。

○玉木委員 よくわかりません。

六十年ぶりの改革とアメリカにまで行って打ち上げているもの、あるいは岩盤規制といって、本當に、例えば混合診療とかはよく厚生労働分野では言いますし、一部認められていますけれども、医療分野への株式会社への参入、こういったようなことについては非常に岩盤だと言われている、これは安倍政権だけではなくて、この間、累次にわたって、規制を緩和することはなかなか難しいといつて少しずつ緩和をされてきた分野だと思いがすが、今の説明を聞いても、一体なぜ、今我々が審議しているこの農協等の関連法案の見直しが六十年ぶりの改革で、岩盤規制の改革なのか、わかりません。

なぜ私はこういうことを申し上げるかというと、農林水産省で、各省庁で閣法をつくって説明するときに、要綱をつくったり、一枚紙で法律の概要のポンチ絵というのをよくつくりますね。これは資料にはつけておりませんが、私は前から指摘をしているんですが、法改正の目的というふうにとまどめた中にこういうふうには書いてあるんですね。「地域農協が、自由な経済活動を行い、農業所得の向上に全力投球できるようにする」。

政治家がどこかの演説で言う文書ならいいんですけれども、およそ行政のつくる公式文書の中に「全力投球できるようにする」ということが法目的というのには余り見たことないですね。余りにも抽象的過ぎて、一体これは何を指すのかということをこの間も聞いてきましたが、いまだによくわかりません。

大臣にお伺いします。

今、規制改革部局からいろいろな御説明をいただきましたが、私は腹に落ちませんし、多分ネッ

ト中継をこちらにならっている農業関係者、農協の関係者は特にそうでしょうけれども、一体なぜこの改革を、法律改正をしているのか、ここで審議しているのか、よくわからないと思っておられる方が多いと思います。ですから、わかりやすくぜひ御説明をいただきたいと思ひます。

中央会の監査制度について少し集中して質問をしたいと思ひます。

中央会監査の見直しは今回の法律改正の大きな柱の一つになっていることは間違いないと思ひますけれども、この中央会の監査制度を見直すことがどのように岩盤規制に穴をあけることになるのか、裏から言うと、どのような岩盤規制があるから、この中央会制度を見直すことによってその岩盤に穴があいていくのか、このことについてわかりやすく御説明をいただきたいと思ひます。

○林国務大臣 大変基本的な御質問をいただいた、こういうふうには思っております。

この改革をずっと二年超にわたって進めてまいりましたけれども、私は党に帰っておいて、調査会長として取りまとめをした最後の議論のところ、今委員から御指摘のあった、監査のあり方が最後に残っておりまして、そこに焦点が当たったものから、見出し的にそこだけが出たという部分があると思ひますが、実はその前に、農協の自己改革が秋に出されておいて、その前の六月に全体的な農協や生産法人、農業委員会の取りまとめというのがなされております。その前に、実は官邸プランというのをまとめて、大きな農政の転換というのをやっていった。入れ子のようには、これは全体として改革を進めていくのが大事だ、こういうふうには思っております。

大きな背景としては、まさに農協法が制定された昭和二十二年、それから、たしか二十九年に今の全中の仕組みもできた、こういうふうには思っておりますが、そのときは食料が不足基調であった。したがって、いわばサプライサイドを中心にとりやうとしてつかりと量も質も確保していくか、皆さんが食べたものが手に入るようにしてい

く、こちらが非常に重きを置かれておったということですが、現在、むしろ食料が過剰基調になつておりまして、私も含めてダイエツトなんということを言う時代になつてきた、こういうことでございいますから、どうやって売っていくか、プロダクト・アウトからマーケット・イン、サプライサイドよりはデマンドサイド、こういうことをやっていくということでは大きな改革をやつてきたということではございいます。

その中で、大きな改革を進める中で、主体である農協、法人、農業委員会にもそれに対応して変わつていかなければならないということにこの改革を位置づけなければ、まさに今、玉木先生からお話があったように、監査のところだけ取り出すとなかなか全体像は見えにくい、こういうことではないか、こういうふうには思っております。

またさらに、中央会については、制度発足時に一万を超えていた単位農協というのが、これは中央会の役割は果たされたということだと思ひますけれども、七百倍程度に減少して、一県一JAも増加しているということ、また、信用事業については農林中金に指導権限が与えられているということ、制度発足時と状況が変わつてきている、こういうことも踏まえて今回の改革をやつた、こういうことでございいます。

全中監査が義務づけられておること、金融の監査をやる、それから業務監査もあるということとございいますので、いわば、単位農協が独立した本社なのか支店なのかという議論を我々は党の中でもやりましたけれども、やはり社長であつてほしい、支社長ではなくて社長であつてほしい、こういうふうには我々は思っております。

地域農協それぞれが、まさにどうやって所得を向上させていくかということを中心とした、いわば経営者の考えにいたる、こういうことをしっかりとやっていくことによって、農業者のメリッ

という環境をつくつていく、こういうことにしたところではございいます。

○玉木委員 いつも頭脳明晰、答弁明瞭な林大臣が少しわかりにくかったですね、安部法制の安倍総理の答弁みたいに長くて、こういう説明はいつもいただいています。

私があえて限定して質問したのは、実は、生産が少なくて、需要サイドが多くて、それが逆にひっくり返つたというのはきのうきよう始まつたわけではなくて、もう私が生まれたころぐらいからそういう基調にはなつています。ですから、今回の改正、改革が本當に何のためにやつていのかということについては、もちろん、昭和二十年代から続いている制度を直していくのは、それは直すところは直したいと思ひますが、本當の法改正の目的が明確であつて、せっかくであれば、そのことにきちんと対応した改革をした方がいいと思ひますが、今の説明を聞いてもぴんときないんです。

これから輸出をふやしていくことは大事です。私もそう思ひます。だったら、この委員会でも取り上げましたけれども、今、各県が、例えば同じ和牛であつても、いろいろな各県ブランドを出すことによって、向こうで受けた、例えばシンガポールとか台湾とか、何とか牛、何とか牛と言われてもわからないんですよ。それを、一定の品質の日本の和牛として一つのブランドにして、まづオール・ジャパンで一つのブランドとしてやつていくには、そういった全中なり全国組織がまとめていって、外に向かつてはワンストップになるんだという機能がむしろ大事なのではないかと私は思ひます。

それで、もちろん、各それぞれの県が本社だ、支店ではない、そのとおりかもしれないが、外に向かつて出ていくときには、全国で一つきんとまとめていく組織というのは今日の意義があるのではないかと、むしろ、それにあわせて今日の意義を付加していくことが改革の方向性として大事なのではないかと私は思ひます。

もう一度、監査について伺います。

監査制度の見直しは、私もやった方がいいと思います。ただ、これは、新聞にも議論の中にも、監査の見直し、全中監査の見直しと一言で言われますが、今大臣がおっしゃったように、大きく二つのものが入っています。会計監査と業務監査です。

前者の会計監査については、私はむしろ規制を強化すべきだと思います。なぜなら、民間の金融機関と同じように、一般の人も相手にしながら金融業務をやるのであれば、それなりの金融の業界で通用するルールに従ってやらなければいけません、システムリスクということも考えても、きちんとした第三者的、客観的な監査を入れるということは当然だと思います。

ですから、我々の政権も含めて、そしてその前の自民党政権も含めて、会計監査の客観性、第三者性を高めるという議論は、それこそ規制改革会議を中心とずとやってきました。このことを今回きちんと踏み出したことについては評価をしています。

ただ、話をともに戻しますけれども、何か監査が入っていて、それがあから、がんじがらめになっていて、それで仕事ができないから、それをとると自由になるということで、ある種とっているのは、この法律の中では業務監査ですよ。業務監査については、確かに、ある種義務づけられたものが外れていきます。

しかし、会計監査については、組織は外出しにして公認会計士を入れていく、第三者性を高める、どちらかというと、むしろそれは規制が強くなっていく。ただ、それが悪いとは言いません。だからこそ、附則に、新たな会計監査制度に移行することによって実質的な負担が生じないよう配慮することということをやわざと書いてあることは、新たな制度に移行することによってコンプライアンスコストは上がることが前提に法律もなっているからです。これは別に間違っていないと私は思います。だから附則があるんです。

問題は、業務監査を外すこと。このことが、突き詰めれば、私は、六十年ぶりの改革の一つのかなりと法的には思っています。

ここで質問なんです。明確に聞きます。会計監査ではなくて業務監査、業務監査の義務づけを外すことが単協の自由度を高めることに具体的にどうつながるのか。もっと具体的に聞くと、今までの制度のもとで、全中の業務監査があったことによって、単協の自由な経済活動が抑えられていた例があれば、それをお示しください。規制部局でも、農水省でも、どちらでも結構です。

○林国務大臣 まず、先ほど和牛の例が出ましたけれども、念のために申し上げておきますと、輸出の方は、まさに委員がおっしゃったとおり、WAGYUブランドということで、全国協議会をつくって、この間もロンドンでやってまいりました。が、そのことと全国で中央会というものが七百の農協全体をまとめるということとは若干違つて、それぞれの地域農協が、うちは和牛でいいとか、うちは野菜でいいとか、そういう意味での地域の特性ということを申し上げたというふうに御理解いただければと思います。

今御質問の、中央会が単位農協の経営の自由を制約した事実があるのか、こういうことですが、これはあくまで農協側の主観的な受けとめ方である、それから、やはりJAグループの一員ですから、一員として、公然と発言しにくいということはあるかと思いますが、我々が党で議論したときも、JAの皆さんからも当然ヒアリングをいたしました。JAの皆さんからも当然ヒアリングをさせていただいたわけですから、そういう方々の声を聞きますと、参考人でもそういう御意見があったかと承知しておりますが、いろいろな御意見があった、こういうことでございます。

したがって、この問題を議論するときには、少なくとも、我々は、自民党の中では、JAの組合長のアンケートももちろん拝見をいたしました。

けれども、さらにその先の農業者そのものの皆様の御意見も聞いた、こういうことでございます。

○玉木委員 大事だと思っております。この前、参考人の意見を聞いて、ああ、そうだなと思つたんです。農業者からすれば、組合員からしたら、文句はいっぱいあるんですよ、地域農協に対して、あるいは都道府県中央会に対して。身近だから、特に、働きが最近悪くなった、昔はもっと小まめに来てくれたとか、いろいろなことも含めてあります。

皆さんも覚えていらつしやると思いますが、参考人の一人がこうおっしゃっていました。部会に入ると、インターネットのホームページさえつくれない。だめですよ。でも、それは単協の話です。

もう一回聞きます。今回の農協改革の大きな柱の一つ、あえて紹介します。ことしの二月二日の予算委員会、有村規制改革担当大臣は、六十年ぶりの農協改革によつて中央会制度を新たな制度に移行すること、これが農業分野における岩盤規制の見直しと答弁しているんです。だから、中央会制度の見直しというのが今回の六十年ぶりの岩盤規制の見直しの柱なんです。

絞って聞きます。会計監査ではありません。今回、法律の中から確かにとれている業務監査が、単協の自由な活動あるいはその構成員たる農業者の自由な活動を阻害している、先ほど言ったようなホームページはつくれないとか、こういう例を一つでいいからお示ください。

○林国務大臣 これは、先ほど申し上げましたように、自民党の中の会議でいろいろとヒアリングをやっておりますが、その中では、これはJAの組合の組合長の方ですが、圧力は、ここで言うようなことではないが、ここまでやるかという感じで大変である、こういう御発言がございました。それから、これは農業者の方でございしますが、JAが指導される立場では自立はできない、今の組

合長の多くは自立しようという思いもないという印象だ、こういう御発言をいただいたところでございします。

○玉木委員 与党内の議論を一部御紹介いただきましたが、正確にもう一回お答えいただきたいんですが、その与党内の議論も、農業者とかあるいは組合長が、ここまでやるかというある種の制約や規制を受けたり、これは中央会からの指導なんですか、それとも全中からの何か縛りの結果そういう発言になっているのか、都道府県中央会の縛りによつてそういう発言になっているのか、その点、大臣、与党内の議論をもう一度御紹介ください。

○林国務大臣 これはそのときの発言でございますので、この発言は必ずしも全中なのか県の中央会なのかということを示してはおっしゃってられませんけれども、農協改革についてヒアリングをしたときの御発言でございます。

○玉木委員 どうですか、皆さん。一体いかなる根拠に基づいてこの法律はつくられているんですか。もし今都道府県中央会だったら、都道府県中央会を徹底的に改革しましょうよ。でも、今回の法案では、全中については監査権限がとれますけれども、県中には残るんですよ、任意ですけども。その問題点、つまり、お医者さんでいえば、一体どういう病状なのかという、それを正確に診断しなければ、正しいお薬を出せないじゃないですか、正しい手術ができないじゃないですか。

今与党の話をお聞きしたので、政府側に聞きます。規制改革会議のワーキングの議論の中で、全中の指導あるいは監査、こういったことが現場の地域農協、単協、あるいは構成員たる農業者に対して具体的にどのような弊害があるのか、つまり、この法律の立法事実になるファクト、このことについてどのような具体的な発言があったのか、御紹介ください。

○刀禰政府参考人 お答えいたします。

通告がございませんので、私の記憶の範囲でお答えさせていただきますけれども、規制改革のワーキングの中で、委員が今直接言われた、そういった御発言があったかどうかは今記憶にはございません。

ただ、いろいろと、我々規制改革会議のワーキングの中で議論をしておりました際にも、まさに先ほど農水大臣が言われたのと同様でございますけれども、農協の方ですとか農業者の方からいろいろなお話を伺ってまいりました。そういう中で、業務監査を受けている立場というものであれば、そういう監査を受けている立場が順番に回り回ってくる、そういう全国的な統一的な仕組みの中で、やはり個々の農協の、例えば組合長さんの経営意識というものは非常に弱くなっているというふうなお話は事例としてはございました。

○玉木委員 正確にお答えください。そのお話は誰のお話ですか。

○刀禰政府参考人 私の記憶でございますけれども、農協の組合長さんから伺ったときか、または農業者の方から伺ったときか、似たような話があったというふうな記憶をしておりますが、今手元に資料がございませんので、そういうふうにお答えさせていただきます。

○玉木委員 次長、前任者の答弁をよく勉強されていきますか、大川さんの。私は、もちろん細かい通告はしていませんが、この間の経緯について全部聞くというふうな通告をしています。私は、これは初めて聞く質問ではありません。ワーキンググループの中で、中央会の監査によって弊害があった、その結果、最初は中央会の廃止ということと規制改革会議は打ち出されましたけれども、そういった議論がワーキングであったのかというふうな私の質問に対して、一回もありませんでしたという答弁をされています。御存じですか。

○刀禰政府参考人 前任者の発言を全て記憶しているわけではございませんけれども、冒頭申し上げましたとおり、先ほど委員が言われた、直接そのような発言はなかったものと記憶をしております。

す。

○玉木委員 直接な発言はないんですよ。

今、これは重大な問題ですよ。これから本格的に、先ほどおっしゃった、厚くて重い法律を審議していく中で、改革の根本たる根拠、立法事実が、今聞いても、何かそんな話をどこかで聞きまして、記憶はないけれども、何かそういう話があったと、風のうわさ程度で六十年ぶりの改革をいいいんですか。

私は改革には賛成です、自分もやってきたから。農協にも多く問題があることは知っています。でも、繰り返しします。

診断が間違ってしまうと正しい薬が出せないし、場合によっては間違った手術をして、切つてはいけないところを切ってしまうかもしれないんです。

だから、この点について、我々だけではなくて、農業者、そして農協の関係者の皆さんにも納得のいく説明をお願いしたいと思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

○林国務大臣 私がさっきお答えしたのは風聞ではなくて、私はその場に、ヒアリングに立ち会ってお聞きをいたしました。お名前を出さなかったのは、お名前を出すというのを前提にしてヒアリングをやっておりますので、先方の御了解も必要になってくるので、お名前はあえて出しませんでしたけれども、事実、そういうことをおっしゃった方がおられたということでもあります。

また、よく出されるアンケートについても、いくつかの組合の組合長からは、やはりそういう事実がある、こういうことでございまして、そういうヒアリング、また委員からも、よくそういう意見は聞くんだということがあったと思います。

いろいろな皆さんの意見を聞いて、政府・与党として見解を取りまとめたというものを作業して、それを受けて、政府として成案を得た、こういうことでございますので、そういう御理解をいただければというふうに思います。

○玉木委員 理解ができないんです。私は、いたずらに反対するつもりはないんですけども、やはりきちんとした病状把握をしたいんですね。

資料二に、私は何度もこれを出しましたけれども、日本農業新聞がアンケートしたら、九五%の組合長さんは、何か中央会が単協の自由度を妨げているようなことは感じないと言っています。これは水かけ論になりますから、組合長に聞いたら言わないじゃないかと、農業新聞が調べたらバイアスがあるんじゃないかと、いろいろなことを確かに言われます。

ただ、大きなトレンドというか、方向性としては、これは自分自身もいろいろなところを回って見た実感なんですけれども、問題はもつと別のところであって、中央会の業務監査があらゆるものの根源的な問題なんだ、少なくとも主要な問題なんだ、手術をして取り除かなければいけない問題だとは私は思えないんですよ。もし思える人がいたら、後で私に教えてほしいんですが、もちろん、名前を出せなかったり、農協組織の中で反対するようなことを言うのは難しいですよ。それもよくわかる。

ただ、やはり改革をするためには、問題と事実を正確に把握してから前に進まないと、私は本当に責任ある審議ができないんです。

なので、委員長にお願いしたいんですが、今、与党内、そしてまた政府内、正式にはないけれども、農業者や組合長さん等の、多分立ち話も含めて、いろいろなやりとりの中でそういう話を聞いたんだというところは伝わりましたので、できるだけ、名前とか組織は出さなくても結構なので、この法律の根拠になる具体的な中央会の業務監査のデメリット、マイナス点、弊害、とりわけ自由な活動を妨げるような弊害についての事例を当委員会に提出してください。それに基づいて、もう一度質問したいと思っています。

ですから、最大限の努力をして、そうじゃないと、この法律は、本当に、どこがよくて、どこが悪いのか、どこが直すべきところなのか、私はわからないんです。

からないんです。

ですから、ぜひこの点を、政府におかれては、時に与党の御協力もいただきながら、可能な限り資料を提出いただきますことを委員長にお取り計らいをお願いしたいと思います。重要なので、ぜひお願いします。

○江藤委員長 私の職権の範囲内でできることはいたしますが、これは、参考人その他の方々との信頼関係もございまして、理事会等でも慎重に検討させていただきたいと思っています。

○玉木委員 これだけの改革をするので、一定の弊害の量があるはずなんです。全国に七百単協があつて、ここに十ぐらいは確かにあつたということなんですけれども、改革をこれだけしようとしているわけですから、例えばドローンが官邸の上に落ちた、だから規制をしようということ、立法というのはある具体的な問題が生じることに対応するからやるんですよ。それには一定のインパクトと量が必要で、中央会は見直していくというんだつたら、見直していけばいい。

ただ、こういう問題があるからこういう改革をするんだということをやはりきちんと示すべき、これは政府の責任ですよ。政府は、立法院に対して、法律をつくって提案し、審議をお願いしている立場なんですから、それはできる限りお示しをいただきたい、改めてお願いしたいと思います。あつという間に時間が過ぎてしまつていきますが、次に進みます。

資料の三を見てください。

私は、いつもこの法律を読んで不思議に思うのは、さっき言ったように、診断が間違っているんじゃないかという疑惑がある。でも、百歩譲って、その診断が正しいとして、中央会の監査制度等々を見直さなきゃいけない、中央会は昭和二十二年以来ずっといじくつていない制度なので組織も見直さなきゃいけない、そこに合意しないう。合意した上で法律を見ると、手術をすると言つて、していないんですよ。資料三を見てください。

本則で、法律を確かにこれは全部見ましたけれども、いわゆる中央会制度のところは、がさっと全部削除になっていますね。その意味では、中央会制度というのはまさに廃止されるんだ、これはなかなか大胆な改革をするなと思ったわけですね。旧三章全削、全部削除されている。

と思つたら、この右を見て下さい。今回の法律は附則が百十五条もあるわけですね。たつぷりついている。中央会制度は廃止といひながら、現に存する、今現行法の中である農業協同組合中央会は、新しくできる法律のもとでもなお存続するもの」と書いています。附則の九条から十一條に書いています。

加えて、中央会は、意見の代表とか総合調整することを主目的とする一般社団法人になれる。さらに、一般社団法人になった後も、全国農業協同組合中央会という名前は使えらるゝなっています。

中央会を廃止する、でも、中央会が存続して中央会と名乗れる、これは何の改革なんでしょう。百歩譲つて、中央会をとにかくいじらなきゃいけないということに合意をしたとしても、結局、廃止していても残っているじゃないですか。何がしたいのかがよくわからない。

中央会制度を廃止して、中央会という名前を使える。これは附則ですから、移行期間の三年間とか五年間とか既存の名前を使えるという経過措置を設けることは法律上よくあります。しかし、これは法律をよく読むと、一定の要件を満たせば永続的に中央会という名前を使えるので、全国農業協同組合中央会というのは残るわけですね。

全国農業協同組合中央会を廃止するけれども、全国農業協同組合中央会を残す意義を教えてください。

○林国務大臣 委員は、あるいはおわかりになってお聞きになっているのかもしれませんが、まさに、制度を廃止するというのが今の第三章を削除するというところでございます。

今、委員が附則のところに触れたのは名称でございますので、名称は、この中央会という名

称を呼ばれてきた慣行がございますので、ここに配慮をして、看板まで全部、中央会というのを全部消せということではない。

しかし、やらなければいけないことは、行政にかわつて農協組織の指導を行つてきたこの農協中央会制度、これが改革をされるべきだ、こういうことでございまして、全中は自主的な組織である一般社団法人に変わる、したがつて、強制力のある事業は行わないことになる、これが大事なところである、こういうふうな考へております。

○玉木委員 いろいろ御苦労があつたことは仄聞をしておりますが、やるならやるで、しっかりとやらなければならない、私は同意しませんけれども、ただ、中央会制度を根本から見直すと言つたのに、こういうやつたふり、改革をしたふりというのはいかがなものか。

どつちにしても、私はおかしいと思います。改革の方向性も間違つて、さつきでいうと、診断も間違つて、でも間違つた上で手術をしようとしたら、手術の腕が悪い。どつちも非常に中途半端になっているのではないかなというふうに思います。

ちよつと時間がなくなつてきたので、これも何度聞いていて、いまだに明確な答えがないので、納得できないのでお伺いしますが、資料の四をござんください。

本年一月二十九日の衆議院予算委員会、安倍総理はこのようにおっしゃっています。「農業の成長産業化に全力投球できるようにしていく観点から、」全力投球なんですね。「農業者の視点に立つた農協の抜本改革を断行していきたい、この抜本改革は、法律できれいに読み分けていくと業務監査の廃止なのかなと思いますが、今よくわかりませんが、していきたいと。」「こうしたことを行うことによって農業者の所得増を目指していきたい、」こういうふうにおっしゃっています。

質問をします。
農協の抜本改革の断行、とりわけ、中央会の業

務監査の廃止と農業者の所得の倍増はいかなる関係にあるのか。正確に聞きます。何度か林大臣と議論をさせていただきましたが、農業・農村の所得の倍増ではなくて、議事録に残っていますが、安倍総理は農協の抜本改革の断行が農業者の所得の倍増につながるのかの答弁をしておりますが、中央会制度の見直し、とりわけ、業務監査の廃止と農業者の所得倍増との関係、メカニズム、因果関係について御説明ください。

○林国務大臣 先ほど冒頭で申し上げましたように、全体の需要フロンティアの拡大、バリエーションの構築、生産現場の強化、これをやらなければいけない。そのために、昨年の夏に、これに対応して経済主体の改革もしなければならぬ、それに呼応して、全中、農協グループの自己改革というのが出てきて、最後に、ことしの頭に、今の監査、業務監査も含めたところのことをやつたということですから、業務監査一点をもつて農業所得の向上を目指そうということを我々は申し上げているわけではないわけでありまして。

したがつて、全体の農政改革の中で農業所得の向上をやつていく、そのためには、経済主体の改革も必要であるし、経済主体の改革の中の農協の改革も必要である、農協の改革の中の監査も必要である、監査の中の業務監査の改革も必要である、こういう論理関係にあるわけでございます。

したがつて、今回の一連の改革を進めていく中で、地域農協が農業者にとつて最も身近な経済主体でありますから、農業者や農協の役員に徹底して話し合いをしてもらつて、役員体制をどうするか、販売方式をどうするか、これはそれぞれの地域農協でその地域に合ったものをやつていただく、それがもつとやりやすい仕組みを整えるというのが今回の農協改革の趣旨でございますので、それをやらなければ、今回の改革が成立したとしても、それはある意味では必要条件であつて、十分条件としては、地域の農協の皆さんが農業者と一緒になつてそれをやつていく、それが両々相

まつて初めて所得の向上につながるであつて、こういうふうな考へておるところでございまして。

○玉木委員 大臣、よくわかりません。なぜ農協の抜本改革、そもそもこの抜本改革が何か、きょうお聞きしてもわからない。それがどう所得の向上、とりわけ倍増につながるのかというの、私はわからないし、そんなことはないと思いますよ。

今、現場の農家の人はどういう思いでいるかという、倍増なんかはなくていいから、米価は下がつて大変厳しい環境にある中で、せめて現状を何とか維持して、再生産可能な所得が得たいというのが現場の切実、誠実な意見だと思いますよ。だから、余り大上段に構えたこういう議論ではなくて、本当に農家の所得が具体的に上がつていくような意味のある改革にこそ全力投球で我々は取り組むべきではないかと思ひます。

時間が来ましたので、最後に、農業委員会について質問をして、次の福島委員に譲りたいと思ひます。

これもちよつと確認したいんですが、資料の八を見てください。

我々の政権のときも同じでありましたけれども、非担い手から担い手にしっかりと農地を集積、集約していくことは大事です。賛成します。問題は、それを行う主体が、今の安倍政権は過度に農地中間管理機構に寄り過ぎていて、これはないのか。もちろん、中間管理機構には頑張ってもらわなければいけません。これは大きな可能性を秘めた仕組みだと私は思ひ、我々も、法案に賛成した責任から成功してもらわなければいけないと思ひますので、積極的な提言をこれからしていきたいと思ひます。

資料八を見ていただきたいのは、これは農林水産省がつくつた、たしか平成二十五年八月二十二日、規制改革会議に出した資料なんです。流動化、農地の権利移動はいろいろな形で行われるということで、三つ大きなカテゴリーが書かれています。一つは農業委員会。もう一つは、い

わゆる円滑化団体、これは市町村段階の団体ですね。農業委員会は市町村の独立行政委員会。それで、農地法人、農地保有合理化法人、いわゆる県の農業公社でありますけれども、これを今回見直して中間管理機構にしているわけです。これらが相まって、いずれにしても、農地の集積、集約を担い手にしていくというのはいいと思うんですが、ここの実績というところをちょっと見ていただきたいんです。

最新のデータはないんですが、二十三年だと最新がそろっていますので見ていただきたいんですが、けれども、一番右の農業公社、八千ヘクタールぐらい、円滑化団体が三万二千。農業委員会は、これは括弧書きに書いていますけれども、利用権の再設定を含んでいるので少しダブリがあります、桁が違っています、十二万六千六百七十九ヘクタールということです。

私が言いたいのは、どれも大事だと思うんですが、その中において、法改正の目的にまた戻りますが、農業委員会が、現在、名譽職であったり、いろいろな、農林水産省のアンケートにも弊害が指摘をされていて、どうも農地の流動化、あるいは集積、集約の阻害要因になっているというようなことがこの法改正の前提になっていると思うんです。

質問をします。

昨年度の中間管理機構を経由したいわゆる農地のマッチング、これは先般出していただきました。約二万四千、二万三千八百九十六ヘクタールだったと思いますが、農林水産省から説明があったように、担い手への農地集積の総数は、たしか六万を超えていましたね。そうすると、いろいろな形で農地集積は進んでいるんですが、その中で農地バンクの果たした役割は約三八%ぐらいですね。残りは多分、農林水産省のかつての資料を見ても、やはり円滑化団体とか農業委員会も頑張っておられると思うんですよ。

中間管理機構以外の主体による農地のマッチングについての数字を教えてくださいませんか、昨年

度分。

○林国務大臣 今回の調査は、農地中間管理機構の初年度の実績に焦点を当てて、全国の県にお聞きをして調査を行っておりますので、円滑化団体、今御指摘のあったように、大事だと思っております。もう中間管理機構以外はやるなということではなくて、まさに、それぞれの役割を果たしてもらわないといけないということでございまして、今回の調査は行っております。

ほかのルートとの比較は、これは重要だと思っておりますので、もう少しお時間をいただいで、しっかりと調査していきたいと思っております。○玉木委員 もう終わりますけれども、数字がないということ、私は問題だと思っております。

何でかという、今回、農協法の改正と一緒に農業委員会の見直しも、これは農協法以上に、大規模かつ現場には極めて大きな影響を与える改革が今行われようとしているんです。その前提は、やはり農業委員会は、言葉は悪いですが、できが悪くて、これからは新進気鋭の農地バンクに頑張ってもらおうというような前提でどうも法改正も行われているように感じるわけです。

それで、私は、やはり農業委員会の果たす役割も、これは客観的に、正確に、現在どういう役割を果たしているかを捉えるべきだと思うんです。

今、数字をまだ持っていない、わからないとおっしゃるので、これも、先ほどの農協の中央会の弊害の事例と同じように、農業委員会が農地のマッチング、とりわけ担い手への集積、集約についてどういった具体的な役割を果たしているのか、面積でしっかりとこれを出していただいで、整理して委員会に提出していただく。この上で、農業委員会の改革法案についてしっかりと審議をしていきたいと思っておりますので、あわせて、これは委員長に取り計らいをお願いしたいと思います。○江藤委員長 努力をさせていただきます。

○玉木委員 それでは、いずれにしましても、しっかりと現実と現場を踏まえた改革になるように、しっかりと責任ある審議をしていくことをお

約束申し上げまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○江藤委員長 次に、福島伸亨君。

○福島委員 民主党の福島伸亨でございます。大事な大事な農協法、農業委員会法、農地法の審議、二回目に立たせていただきます。

今回のこの農協法等の審議は、委員長や理事各位のお取り計らいによりまして、まず最初に参考人から意見を聴取する、私は、これはやってみて面期的だなどと思ったのは、やはりこれだけ分厚い法案を見てみると、どこが問題点かというのはなかなか理解できません。現場で実際にさまざまな努力をされている皆様方のお話を聞きまして、それから審議をすることによって、ある意味、さまざまな問題点が明らかになったと思います。

きょうは、私は、そうした参考人の皆様方から勉強させていただいたことをもとに、そして、前回、五月二十一日に林大臣に質問させていただいて、いただいた答弁をもとに、さらに深掘りする議論をさせていただきたいと思っております。

ただ、今回の参考人からの意見の聴取は、与野党で決めたわけでありまして、一人だけ都道府県の農業会議の会長さんがいらつしやいましたが、それ以外は、野党系が学者、与党系は生産者ということ、肝心の、この法案の対象としているJAの関係者、中央会の関係者、そして公選で選ばれている農業委員会の皆さんが入っていないというふうに思っております。

そして、学者の皆さん方は一様に、言うことは皆同じなんです。今回の法律改正、とりわけ農協法改正が協同組合原則というものをゆがめるといふ大きな懸念を示している。現場の生産者の皆さんは、農協法を、どこを变えるべしという具体的な提言はなかったと思います。ただ、今の農協が抱えるさまざまな問題点は指摘されました。例えば、担い手を育成しろとか、職員の専門性を高める、意識改革が必要だ、これらは、大部分

は法律を改正せずしてできることであって、あるいは、もつとプロの農家であれば、今の農協だったら使わないよ、私はそれであつてもいいと思うんですよ。プロの農家に使われない農協であるならば、使われる農協になろうと自己改革するのがJAであり、あるいは、そうした人たちがいない人をターゲットにする事業というものもあり得るわけですから。

現場の生産者の皆さんから聞いても、先ほど、同僚の玉木委員からもお話がありましたけれども、なぜ今回のような農協法の改正が必要なのかというのはいまいちわからなかったという意味では、ぜひとも、現場のJA関係者、中央会の皆さん、公選で選ばれている農業委員の皆さんから、この場でお話を聞く場というのを持っていたければありがたいというふうに思っております。

また、先日、全国農業委員会会長会議というのがありましたけれども、その場でもいろいろな懸念が出されたやに聞いておりますし、その後、私の部屋にも地元会の会長さん方ががん首をそろえていらつしやっていたいただきましたけれども、皆さん、今回の改正で、農協法等といて、「等」の中に大事な大事な農業委員会の問題が隠されていることに大きな不満を持っております。

農協は協同組合の組織ですから、今回の改革に当たっては、単協あるいは各県の中央会も含めて、かなり綿密な意見交換を行っております。しかし、農業委員会はそうした協同組合ではないので、現場の、今まで公選で、まさに投票で選ばれた農業委員の皆様方にとっては、何か自分たちがいないがしろにされて今回審議されているんじゃないか。今の玉木委員の質問でも、農業委員は最後のちよつとの時間ではできないわけですね。

ぜひこれは、前回、東海法はけしからぬという話をしました。参考人の方からも、農協法と農業委員会法を束ねているのはおかしいんじゃないかという意見がありました。これは、やろうとすれば、安全保障の法制と同じで、本会議で法案分割

決議というのを出して、九十五人の賛同者がいれば提出できるそうですから、こっち側の皆さんで出させていたで、記名投票にして牛歩でもやればおくらせることができるわけですよ。そんな品のないことは恐らく玉木さんはやろうとは思ひますけれども、国対委員長代理はどういう趣味かわかりませんけれども。

ただ、農業委員会と農協と、両方を対等な、等しい時間審議をする、そうした丁寧な審議を、ぜひとも、委員長、お願いしたいと思ひますので、よろしくお願い申し上げます。

○江藤委員長 はい。理事会で十分協議いたします。

○福島委員 いつも委員長にお願いばかりで恐縮なんですけれども、理解のある名委員長だと思ひているので、頼らせていただきます。

それでは、まず、農協のそもそもの役割ということについてお聞きをしたいと思います。

五月二十一日の審議におきまして、林大臣は、農協は、農業者が自主的に設立する協同組織、そのとおりだと思ひます。これは法律にも書かれてあることです。農業者が農協を利用することでメリットを受けるために設立されているものであると考えております。したがって、農協は、農業者、特に担い手から見ると、その所得向上に向けた経済活動を積極的に行える組織である必要があるということでございます。所得を上げるといことは、売り上げをふやすこととコストを下げる、こういうことでございますので、農産物を有利販売するという、生産資材を有利に調達する、これが最重点で事業運営を行うことが重要である、そうした御答弁をいただきました。

私は、これをきちんと読んでみると、農協の利益と農業者の利益というのは微妙に違うと思うんですよ。農協が、農業者が自主的に設立する協同組織というのはそうなんですけれども、しかし、この分厚い法案を読みますと、今回、こういうことが書かれているかという、新しい七条の二項でありますけれども、「組合は、その事業を

行うに当たっては、農業所得の増大に最大の配慮をしなければならない。」これはあくまでも配慮なんです。これは農業者の所得の増大です。

一方、三項で、「組合は、」ですよ、「組合は、農畜産物の販売その他の事業において、事業上の確かな遂行により高い収益性を実現し、事業から生じた収益をもつて、経営の健全性を確保しつつ事業の成長発展を図るための投資又は事業利用分量配分に充てるよう努めなければならない。」ということ、ここで規定されているのは農業者じゃなく

て農協の収益性の向上だということで、私はこの二つの概念がごちゃごちゃになってしまっていると思ひますけれども、どうお考えになりますか。

○林国務大臣 前回の質疑でそこはやりとりさせていただいたかもしれませんが、やはり農業者のためにあるものということでございます。多分、その一人一人の、例えば二十人ぐらいでつくられた場合に、その十九人の方のためになるけれども、一人のためにならないみたいなことをあるいは想定されておっしゃっておられるのかもしれないけれども、やはり、例えば価格でいえば、確かに、たいてい、農業者から安く買って高く売れば農協の利益になるわけですが、それは小山先生とやった話かもしれないが、そうではなくて、農業者の利益をふやすということであれば、なるべく高く買って、そして高く売る、これがやはり目指すべき姿であらう、こういうことではないか、こういうふうに思ひます。

そのために、やはり農業者がみずから自主的につくるということでありまして、まさにそういうガバナンスの構造を通じて農業者が有利になるようにするというのが農協の役割だ、これが基本的な考え方ではないかと思ひます。

○福島委員 そのとおりだと思ひます。そうであるとするならば、今回、「組合は、その行う事業によつてその組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とする。」なぜ、旧八条にあった「営利を目的としてその事業を行つてはならない。」という規定を削除したんですか。

恐らく、農業者の利益と農協の利益は違うんです。農協はみずからの利益を上げるためじゃなくて、農業者の利益を上げるために活動するということを担保するのが、この八条の後段にあった「営利を目的としてその事業を行つてはならない。」という規定じゃないですか。なぜこれを削除したんですか。

○林国務大臣 そこはこの間もたしかやりとりさせていただいたと思ひますが、この営利という言葉が、あたかも黒字になつてはいけな、こういう誤解を招くのではないかと、黒字になつていいわけですね。それで、上限はありますけれども、出資者に配当ができるということでありまして、そこは、専ら配当目的のために利潤を追求するということではなくて、先ほど申し上げましたように、農業者の利益になるようにやるのであつて、赤字でなくてはいいけないとか、黒字を出してはならないということではないので、そういう誤解がないようにするためにあえてそういうことをやらせていただいた、こういうことだと思ひます。

○福島委員 私はそんな懸念を持っている人は誰もいないと思ひます。誰が赤字を目指してやりますか。組合員はみんな出資をして、出資をした組合員だからこそ、組合というのは組合員のものであるという意識は当然組合員にもあるし、理事の皆さん方も組合員によつて選ばれた理事なわけですから、民主的な手続で選ばれた人なわけですから、黒字になつてはいけな、なんて考えている組合の理事さんや、あるいは組合員がいるとは全く思ひません。

しかも、第五条で、剰余金の配当の規定があるんですよ、この規定の前には、そもそも剰余金を想定しているからこそ、この剰余金の規定が利益の前にあるわけですよ。私はこの規定を外すべきではないと思ひますよ。

いつも古文書ばかり出して申しわけないんですけれども、「農業協同組合法の解説 農林省農政課編。私は、祖父も昔農林省で働いておりましたけれども、昔の農林官僚というのは本当に骨があつ

たと思ひますよ。昭和二十二年に書かれた本、これには、この八条の条文についてこう書いてあります。本条は、協同組合の本質について規定しているものである。

何でここをいじるんですか。協同組合の本質ですよ。それは、組合が組合員のために最大の奉仕をするんですよ。奉仕ですよ、サービスですよ。営利目的の活動じゃないんですよ。だから、「営利を目的としてその事業を行つてはならない。」というのは、全部セツトなんですよ。

私は、これをもし修正する気があるとするならば、全ての学識者の参考人が今回の農協法改正法案はそうした協同組合としての農協を潰すんじゃないかと大きな懸念を持っているわけですから、そんな黒字になると誤解されるより、この法案が協同組合潰しという誤解の方が、これは国際的にICAの皆様方も心配しているわけですよ。

この削除はやるべきではないですか。どうですか、大臣。いいですよ、局長は。局長は条文の解釈だけを聞くんですよ。

○奥原政府参考人 では、条文の解釈を御説明いたします。

御指摘のとおり、現在の農協法第八条は、後段ですけれども、「営利を目的としてその事業を行つてはならない。」ということが書いてございまして、この法律の意味は、株式会社とは違ひますので、剰余金を出資配当でもって無制限に配つてはいけな、という趣旨でございます。

協同組合の場合には、基本的にメンバーが利用するということですから、剰余金の配当については基本は利用高配当。出資配当でもできますけれども、法律上、上限が決まっていますというところでございまして。その出資配当の上限は、現在も法律の五十二条第二項に書いてございまして、これは今回いじつてございませぬので、この趣旨については今後も生きていますというところでございまして。

○福島委員 そういう役人答弁を聞きたくないから立たなくていいと言つたんですよ。

法律というのは皆さん方がつくるんじゃないで

すよ。国会議員がつくるものなんです。ですから、こは、精神的な一番法律の根幹をなすものを規定しているものであって、そこを役人がよろよろいじるというのはそもそもおかしい話なんです。

ここの旧八条というのは、農協法の中の一画魂がこもった条文であると思つていいんです。ここを変えようというのは憲法を変えるのと同様の意味を持つわけですよ。三分の二の賛成をもつてしか発議できないぐらいの重いものなんです。

ですから、こ立法府で与野党で話しているわけですから、私は、八条の後段の、「営利を目的としてその事業を行つてはならない」というものは戻した方がいいと思つますよ、林大臣。そうしないと、黒字にしないという誤解以上の誤解を受けて、そのことが今回の農協改革を何だかいかかわしいものになっているし、局長がさつきみたいな答弁をすればするほど、何か助平心があるんじゃないのと思つてしまふわけですよ。

そうしない意思を示すために、私は、八条の「営利を目的としてその事業を行つてはならない」という条文は維持すべきだと考えますが、大臣の御所見をお願いいたします。

○林国務大臣 物事はさういふふうにして疑つて見るとさういふふうに見えてくるところもあるかもしれないということ、今、福島委員の御質問を聞きながら思ひました。

今御指摘の中にもあつたように、奉仕をする、これは確かにさうなんです、特にNPOとかボランティアという議論を一般的にするときもよくさういふふうと思われがちですが、やはり、収益といひますか、経費と収入の差が出てはならないのではありませんかというふうに思ひがちなところがある、私はさういふふうには思ひますので、余りいろいろなことを考えずに、素直に、営利を目的としてはないかということ、利益を得てはならない、もうけてはいけない、さういふふうにならない

いように、まさに有利販売等に積極的に取り組もう、さういふ趣旨で変えたわけでございます。

条文上の解釈は今局長が申し上げたとおりで、剰余についても別途規定があつて、そこは変えないということもあわせて読んでいただければ、その趣旨は明快である、さういふふうを考えております。

○福島委員 私はそこは、隣で違ひますと言つたので、つられて違ひますと言つてしまひますけれども、

さつきの全中の話は陰口の話だと疑つて、こつちには、参考人の皆さん方も、さういふ七条のような条文があるから今回は協同組合潰しじゃないかと言われるわけですよ。

そもそも協同組合は、株式会社のような利益とか収益という概念はないんです。剰余なんです。余つたお金をどう配分するかであつて、収益を目的とするのであれば、その言葉を当てはめるのであれば、株式会社にならばいいわけです。

株式会社と協同組合はそもそも別のものだからこそ、別の法律に基づいて設立されているわけですよ。どつちが優劣があるとは言ひませんよ。それぞれのニーズに応じて、協同組合を使うときもあれば、株式会社を使うところもあつてもいいわけですよ。

しかし、この法律は、さうした協同組合の精神を守るためにつくられた法律だからこそ、私はこの条文を維持するべきだと思つていふんですけれども、何度答弁しても認識は改まらないようですから。

ただ、こは、この法律を議論するに当たつて一番大事なところなんです。一番根幹になるところなんです。この削除を入れたがために、今回の農協法のそもその改革の理念というのが誤解をされる、あるいは本当にさうなのであるというものを隠していると思つてしまつていふわけですね。

ぜひ、今後の議論を通じて、この条文をどうするかというのを同僚の議員にも御審議をいただければと思つております。

そして、今回、新しく三項というのをつけ加えております。「組合は、農畜産物の販売その他の事業において、事業の的確な遂行により高い収益性を實現し、事業から生じた収益をもつて、経営の健全性を確保しつづ」云々。

この七条三項というのは何のために入れた条文なんですか。

○林国務大臣 先ほどのところでも少し触れさせていただきましたけれども、まず、そもそも、利益を得てはならないという誤つた解釈もされがちなので、規定を削除して、農協が農産物の有利販売等に積極的に取り組むことを促すために、「農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならぬ」という七条二項、さらに、「事業の的確な遂行により高い収益性を實現し」その収益で、「事業の成長発展を図るための投資又は事業利用分量配当に充てるよう努めなければならぬ」というふうな第三項を追加させていただいたということでございます。

○福島委員 私は、それが違うと思つていふんです。利益を上げてはいいわけではないですけれども、利益を上げる目的ではやらないです。剰余金は出ますよ。しかし、それは組合員への奉仕なんです。奉仕を行うのが協同組合であつて、利潤追求のためにやるわけではないんです。

利益を上げることが目的という、さうした精神を協同組合に入れるとどうなるか。

例えば、高い収益性の實現は、確かに、高く販売すれば収益は上がりますよ。しかし、コストも下げれば収益は上がるんですよ。農業者じゃないですよ。農協がコストを下げるというのは、一番何のコストを下げるか。どうやったらコストが下がりますか。それは、もうけにならない非営利の部分を下げるのがコストを下げることでですよ。ですから、営農指導とかさうした経済的に成り立たないものを減らせば、高い収益性がまさに實現するわけですよ。

さうしたことを目的としないで、目的は奉仕だ、むしろ非営利の活動を行うことが協同組合の目的なんです。だから、私は、この八条の営利を目的としてを削除するのと、この三項というものを合わせねばならぬときに、農業協同組合の協同組合としての役割が全く変わつてしまふんじゃないか。

しかも、二項は、「組合は、その事業を行うに当たつては、農業所得の増大に最大限の配慮」ですからね。普通の条文だったら、その事業を行うに当たつては、農業所得の増大のために行わなければならないと言つたらわかるけれども、配慮というのは、別に目的があつて、こつちでは農業者の所得増大にもちよつと頭を置いてねというのが配慮ということですよ、ここの配慮というのは。私はこの一文一文がさういふやうな感じがするんですよ、今回の改正案は。微に入り細に入り、さういふところに芸が細かいわけです。

つまり、組合は、収益性をまず上げるわけですよ。そのときに収益ばかり上げていたら農家所得の増大につながらないこともあるから、最大限と書いてありますけれども、目的が組合自体が高い収益性を上げることになつてしまつていませんか。

私は、この新七条一項、二項、三項、これは三項に合せていくことによって、根本的に農業協同組合の理念が変わる条文になつていふと思つていふけれども、大臣、御認識はいかがですか。

○林国務大臣 大事な問題であります、繰り返したけれども、やはり、言葉がさういふ場合の、出資配当を目的として事業を行うかというところが一番違ふところでありま。

やはり、しっかりと組合が、事業の的確な遂行によつて高い収益性を實現し、さう書いてあります、その収益で、事業の成長発展を図るための投資または事業利用分量配当に充てるということ、よつてもつて、これは回り回つて農業者に、

委員のお言葉をかりれば、奉仕することにつながるわけでございます。

したがって、今申し上げたようなところは、組合というものは、先ほども申し上げたように、農業者がみんなてつった組合でございますから、基本的に農業者の利益と一致をしている、そのためのガバナンスがあるわけでございますから、農業者の犠牲の上に組合が収益性を上げるということではないことは当然のことでございますし、それはある説明してきたとおりでございます。

○福島委員 図らずも、奉仕という言葉は私の言葉と言ったところに、恐らく、林大臣自身もこの農協法の第八条というのが頭に入っていないと思うんです。協同組合は奉仕なんです。それが何か、いつの間にか、利益を上げることが目的で、それが当然だみたいな認識のもとに法律改正を行うからこそ、多くの疑念を生んでいるということをもう一度指摘させていただきたいと思えます。

これは私の言葉じゃないですからね。農協法の中に奉仕ということが書いてあるんです。(林国務大臣「七条に書いてあるんでしょ」と呼ぶ)新七条ね。旧八条です。済みません、条ずれをしています。新七条です。

次に行きますけれども、先日の質疑に対して、林大臣は、今回の農協改革は、農協が、正組合員である農業者のメリットを大きくするという原点到に立ち返っていただいて、地域農協が、農産物販売や資材の調達等を通じて農業者の所得向上を図るために、担い手を中心とする農業者と力を合わせて全力投球できるような環境を整備するというふうに答えられております。

ここに書いてある組合員への最大の奉仕というのは新七条でも入っておりますけれども、この組合員の中には准組合員は入らなくてよろしいんですか。

○奥原政府参考人 事実関係でございますので。この新しい七条の一項のところの組合員は、正組合員だけではなくて、准組合員も含んでおります。

す。

○福島委員 ちゃんと法律には、組合員は正組合員及び准組合員の両方が入るんです。それはわかっております。そういうことを聞きたいんじゃないやなくて、先日、大臣が、今回の農協改革では、農協が、正組合員である農業者のメリットを大きくするというのが立っているのと、七条の一項の、組合員への最大の奉仕をするということは矛盾があるんじゃないですか。

大臣、准組合員のメリットの増大というのは今回の農協改革では全く考えていないと考えてよろしいんですか。

○林国務大臣 ちよつと御質問の趣旨を正確に捉えているかどうかわかりませんが、新七条一項は、「その組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とする。」と書いてございますので、当然、その組合員には、今局長が答弁したように、正組合員、准組合員は含まれる、こういうことではないかと思えます。

○福島委員 それでは、前回、なぜ、今回の農協改革では、農協が、正組合員である農業者のメリットを大きくするという原点到に立ち返ってと、農協の原点というのは正組合員のメリットを大きくすることということとは、これは答弁として誤ったということですか。

○林国務大臣 そのときの質問がどういう御質問だったかというのが、ちよつと記憶がよみがえってきませんが、正組合員は当然農業者ということでございます。農業をやっておられない方が准組合員、こういうことの整理でございますので、農業協同組合法は、まさに農業所得の増大、こういうことが一番大きな目的でございますので、そういう趣旨でお答えをしたのではないかというふうに思います。

○福島委員 それも、先ほど来議論しております協同組合制との議論で一番大きな議論になることだと思ふんです。今後の附則の准組合員の調査の話は、きょうは時間がないのでできないと思ひますけれども、それとも絡んだ話であります。

農協法というのは、そもそも農家の正組合員の利益の増大のためだけをやっているんじゃないんです。農家に住む准組合員の利益の増大を図ることも目的としているんです。それはここに、組合は、その行う事業によつて組合員のために最大の奉仕をするを目的とすると書いてあつて、組合員が正組合員と准組合員というふかがあるからです。

これは、また過去の古文書を出して恐縮なんですけれども、では、なぜ正組合員と准組合員をつくったかという、ただ単に農業者とすると、当時、まだ終戦直後でしたから、不在地主とか、いろいろな資本家の関係の人も想定されたわけですね。

だから、組合員というのは、まさに自分で土地を持つて自作でやっている農家で、むしろ、そうした今まで不在地主だったような人を防ぐ、でも、その人も組合の中には入れましょうねという趣旨で准組合員というものを入れたというようなことがこの中に書いてあります。しかも、それは自治なんです。

誰が組合員で、誰が准組合員かというのは、農協法では定款で定めるとされているわけですね。組合員は、農業者と、あとは、当該農業協同組合の地区内に住所を有する個人または当該農業協同組合の施設を利用することを相当とするものとして、これを一方的に決めるんじゃないやなくて、定款で決めるとしているんです。

まさに自治の精神で、誰を正組合員にし、誰を准組合員にするかというのは、それぞれの協同組合で地域の実情において決めてください。正組合員、准組合員では、確かに意思決定に関して多少というのか、それなりの違いは設けてありますけれども、それは、まさに農家のための組合であるという観点から、それは組合で独自に決めなさいというのがこの農協法の趣旨だと私は思ふんです。

そうした観点から考えて、特に准組合員というのはどういう人かという、例えば、これからは

どういう人が准組合員になるかという、政府が一生懸命やっている中間管理機構、これが進めば、成功することを心から折つておりますけれども、それがあつたとしたら、離農する人がいっぱいいるわけですよ、集落の中で。

恐らく、私の地元だと、二百軒ぐらいで一つの集落を形成しております。その中で、仮に、三軒の人に専業になつてもらつて、あとは土地を貸したり売つたり、集約するとしたら、あとの百九十七軒は農家じゃなくなります。では、その人は農家じゃなくなったから准組合員ですね、さらにそれで利用に制限がかかりますね、あるいは農協の意思決定に影響できなくなりますね、三軒の人だけが農協の正組合員ですよ、そんなことをやつたら、みんな農協を相手にしなくなつちゃうと思ひます。

あるいは、北海道のようなところでも、集約が進む中で、農村に住んでいる人が、かつては農業をやつていたけれども、今、准組合員として農協にかかわることによつて、農地を持つていようが、農地を持つていなかろうが、耕作をほかに譲ろうが、みんな耕作をする人を支えるというのが農村社会であり、その応援団がそもそも私は准組合員という制度だと思ひます。

すなわち、准組合員の利益は農村の利益でもあります、ひいては農業者の利益につながるという趣旨でこの法律はつくつてあるんです。

だから今度は、別に員外規制というのもあるわけですよ。正組合員でも准組合員でもない人の利用規制というの、十条ですか、その中でずらつと列挙されております。つまり、組合員がいて、准組合員がいて、そして員外の利用がある。確かに、農協がばかすか農業と関係のないことでもうけを上げる、これは員外利用規制の話です。

准組合員は、むしろ組合員を農村で支えるバックアップの人たちであり、そのバックアップを受ける人が准組合員だと思ふんですけれども、林大臣、准組合員のそうした位置づけについてはど

のように認識されますか。

○林国務大臣 今の御質問は、大変本質的な、大事な御質問だ、こういうふうな思っておりますし、自民党内で議論したときも、今のような御議論が随分出たところでございます。

まず、第一条に、「この法律は、農業者の協同組織の発達を促進することにより、農業生産力の増進」云々、こういうふうになっておりまして、「農業者の協同組織の発達を促進」、これがまず第一条に来るわけでございますので、農業者の協同組織であるという基本線は今回維持をした、こういうことでございます。

その中で、先ほど来いろいろ御議論をいただいたように、所得の向上に向けてやっていく、こういうことでございます。

一方で、過疎化、高齢化が進行する農村社会で、實際上、今お話があったように、地域のインフラとしての側面を持っているということですが、地域住民のいわば生活協同組合的な協同組合ではないということがこの一条において明らかにされている、ここがポイントでございます。

したがって、准組合員についてはいろいろ議論がございまして、まさに今委員が御指摘になったように、特に、多面的機能をお支払いして、地域に残っていたら、水路の掃除をやるだとか、草刈りをする、しかし、耕作自体は集積をしていく、こういうことになっていきますと、こういう方々は、まさに今おっしゃっていたように、応援団、サポーター、こういうことになるか、こういうふうな思います。

一方で、我が党の議論の中でも、そういう方もいらつしやるけれども、ただ単に金融サービスを利用するためだけになっていらつしやるということがあるのではないかと、こういう指摘もある、こういうことでございましたので、同じ准組合員ということを目指す場合にも、いろいろな事象を指しているいろいろな議論が行われている。

したがって、やはりこの准組合員の利用についてしっかりと実態の調査をした上で、地域差もあ

ると思います、それぞれ先生方が御議論される

ときに、自分の地域ではこうなっているけれども、大体こういうことが多いわけでございますので、そういうこともあるかもしれない。したがって、全体的にしっかりと実態調査をした上で、このことについてはさらに議論していこう、こういう取りまとめがなされたわけでございまして、それに対応したことになる、こういうことでございます。

○福島委員 ありがとうございます。

今、一条は農業者の協同組織だという話がありましたが、もともとの制定当初は農民の協同組織なんですね、農業者じゃなくて。農業者と農民というのは同じようでは違うと思っております。水戸という私の地元は、水戸学、農本主義思想があるところでありまして、農民というのは国民と同義なんですよ。土地に根差して暮らしている人はみんな農民なんですよ。産業としての、仕事としての農業をやっているわけじゃなくて、その土地で生まれるいろいろな自然の恵みをいただきながら、ともに肩を寄せ合って暮らす人はみんな農民なんですよ。天皇陛下はその農民を大御宝として大切にされてきたというのが私は日本の国体だと思っております。

ですから、農業者の協同組織と変えた途端に、何か農業が一つの産業で、農業をやって利益を上げる人たちだけの協同組合というのは、それは違うと思うし、現に参考人質疑をやったよかったです。石田参考人がおっしゃっていました、日本の農協は、生まれながらにして職能組合であり、かつ地域組合である、この農協というのは三元交配で生まれたと。産業組合、農会、販売農協、この三つの三元交配で生まれたという成り立ちが、当初の法律を改正することによって曖昧になってきたからこそ、我々野党は、条文修正の案を、別の対案を出させていただいているんです。私はそこは大きな違いだと思っておりますので、ぜひこの点は国民の皆様方にも訴えていきたいと思っておりますし、我々も本質的な部分で対案を出してい

るということを申し上げたいと思っております。

ちょっと論点を移したいと思えます。そうした中で、今回の農協改革で幾つか具体的な点があつて、もう時間がないので一点か二点聞きますけれども、まず理事要件です。

改正法案第三十条十二項、理事要件があります。ここで、一号で認定農業者というふうにしております。なぜ、理事の過半を認定農業者にしなければならぬとしたんでしょうか。

○奥原政府参考人 今回の農協法の改正の中では、理事の過半につきまして、原則として認定農業者または農産物の販売、経営についての専門的な能力を持った方という要件を入れてございまして。

今回の農協改革の最大の目的は、農業所得の向上につなげていく、そのためには、特に農産物の有利販売、これをそれぞれの農協の個性を生かして鋭意取り組んでいただく、そういうところにあると思っておりますが、そのためには、地域の担い手の方々の意向を反映した形で農協の運営がなされる、それから、販売方式を決めなきゃいけませんけれども、その販売をこれからこうやっていくという方針に従って、きちんとした経営能力のある方がやはり経営に当たらなければいけない、こういう観点で、過半の方を認定農業者、または販売についてのプロの方、こういう規定を入れているところでございます。

○福島委員 わかりました。この認定農業者とは一体なんですか。それは、法的に言うと、ここにも書いてありますけれども、農業経営基盤強化促進法第十二条に基づいて農業経営改善計画を作成した農家ですよ。それには、まず、担い手とか経営能力がある方と言いますけれども、法律上は、そもそも農業経営を改善しちやうっている人は、本当のプロは経営改善計画なんてつくらないんですよ。

結局、この法律にぶら下がっている、例えばスーパーL資金とか、そうした支援を受ける人

が、計画をつくった人が認定農業者になるにすぎないのであつて、誰が担い手で、誰が経営能力があるか、認定農業者を認定するのは市町村ですから、市町村で認定すべきものではないと思ふんです。余計なお世話だと思うんですよ。

誰が担い手かというのは、まさに、地域の人が見れば、認定農業者だろうが、そうじゃなからうが、この人はプロの農家だねと一目置かれる農家はいますよ。逆に、本当のプロだから、スーパーL資金なんというのは入れないで、自分で頑張るぞといって認定農家じゃない人はこちらの地元には幾らでもおりますよ。

なぜ認定農業者だけがプロの農家なんですか。なぜこの農業経営基盤強化促進法という別の目的を持った法律を引いてきて、認定農家だけに認定するんですか。さらに、では、認定農家について認定することで、市町村の職員には、この人は担い手だねとか、この人は経営能力があるねと実際に認定する能力はあるんですか。

私は、ここで、認定農家という、ほかの法律で定義された、農業経営改善計画を作成した農家に担い手を絞るというのはおかしいと思ふすけれども、大臣、いかがお考えですか。法的な話を聞いているんじゃないんですよ。

○奥原政府参考人 食料・農業・農村基本法の中で、これからの農業を安定的に発展させて、国民に対する食料の安定供給を確保するという観点で、効率的かつ安定的な農業経営が生産の相当部分を担う農業構造を構築することが重要だということが明確に書かれております。

これを受けて、本年三月に閣議決定をいたしました食料・農業・農村基本計画、この中で、担い手の方々、どういう方々を中心に考えるかというのを整理してございます。この中で、効率的かつ安定的な農業経営を目指して経営の改善に取り組み認定農業者、これが一つの中心になっておりまして、もちろんこれだけではございませ

る。集落営農ですとか認定新規就農者も入っておりますけれども、こういった方々にいろいろな政策を集中するというをやっております。

したがって、認定農業者だけが担い手ではもちろんございません。ですから、今回の理事の規定につきましても、基本的に理事の過半はということを書いてあるわけでございます。

○福島委員 今の基本計画は閣議決定であつて、我々は法律を議論しているんですから、今の政権のことに我々は賛成しているわけじゃないですよ。今、法案審議をしているわけですから、法案審議の中に、そのような基本計画でどうたらこうたらと書いているのを言うのはぜひやめてほしいと思います。

過半数に義務つけているわけですよ。それにこの認定農業者という、プロの農家のうちの一部分の人だけを特定で出すというのは、私はおかしいと思いますよ。だったら、もっと抽象的に、農業を専ら営んで、地域の人によつて、この人は経営能力のある農家と認められる人ではないですか。なぜ認定農業者という、ほかの法律によつて、農業経営改善計画を作成する農家に限定するのか。大臣、これはおかしいと思いませんか。

みんな地元で言っているんですよ。農水省がやる政策は、役所の認定を受けなきゃ担い手として認めないのかと私のところにいる人々が言っていますよ。最近の農水省は農家の神経を逆なですることばかりやりますねと言っていますよ。担い手なんだから、誰でもいいじゃないですか。ただ単に担い手とすればいいじゃないですか。

何でここを認定農業者に限定するんですか。おかしいと思いませんか。

○林国務大臣 先ほど説明したように、認定農業者、また、将来認定農業者になることが見込まれる認定新規就農者、それから、将来法人化して認定農業者になることも見込まれる集落営農、こういうものを中心をやっている。

閣議決定は確かに国会の審議を経ておりませんが、政府としてこの法案を提出させていた

だいておりますので、それも当然関係をしてくる、位置づけが出てくる、こういうふうな思っております。

いずれにしても、何らかの基準といえますか、こういうものをしっかりと位置づけをしてきて、食料・農業・農村基本法の方角でやっています、こういうことになっておりますので、今回の農協法においても、それを使つてやっています。

ただ、原則としていうふうにさせていたいであります。地域によつては、認定農業者の数が少ないところもある、こういう議論もございまして、適切な例外も設けていくということにしたいと思っております。

○福島委員 そうやって、将来認定農業者になろうとする人とかといつて、みんな認定農家として囲い込もうとする姿勢自体が物すごく嫌がられると思いますよ。上から目線の、金が欲しかつたら、法律で認められた経営改善計画を出して認定を受けろと言っているように現場からは見られるわけですよ。私は、これが、役所とか政府に対して物すごい農家の皆様方の不信というのを生む原因になっていると思います。

この問題は、ちよつとまた別途時間をいただきたい、理事要件については深く議論させていただきたいんですけれども。

最後に、せつかく資料を持ってきたので、その点をやりたいんですけれども、中央会の話でいろいろ議論になっていきます、それと関連をするんですけれども、今、全国土地改良事業団体連合会の会長さんというのはどなたですか、林大臣。

○林国務大臣 全国土地改良事業団体連合会の会長は二階俊博先生だ、こういうふうな思っております。

○福島委員 おっしゃるとおりだと思います。これは、今ちよつと通知をお手元にお配りさせていただいたんですけれども、農林水産省農村振興局長名のもので、「土地改良区等における政治的中立性の確保について」ということで、線が引いてありますけれども、「土地改良区及び土地

改良事業団体連合会にその政治的中立性の確保が求められることは当然のことである。」記として、二に、「土地改良区等の役員等の執行体制について、議員等が兼職により就任するなど特定の組織、政党等の影響を受けているのではないかと疑念を持たれることのないものとする。」この通知はまだ生きていますか。

○林国務大臣 これは平成二十二年の一月十五日に農林水産省農村振興局長から出されているものでございまして、その後、これを変更するようなものは出されていないと承知しております。

○福島委員 おっしゃるとおりだと思います。変更するものが出されないのだとすれば、これは局長が個人で出したり趣味で出しているものじゃないんですね、行政が行政として出されたものであるから、私は、この通知というのはいまだに有効であると考えますが、先ほど全国土地改良事業団体連合会の会長に二階俊博衆議院議員、自民党さんの総務会長でありますけれども、それがつくということは、この通知に照らして、どうお考えになりますか。

○林国務大臣 この全土連における会長選任は、リーダーシップ、見識等を総合的に勘案した会員の総意の結果によるものである、こういうふうにお聞きをしております。

今御指摘の平成二十二年一月の農村振興局長通知、これはいわゆる行政手続法三十二条第一項に規定する行政指導ということになりますので、この場合は、相手方である全土連の任意の協力によつて実現をされるものである、こういうふうにお考えをしております。

したがって、特定の政党等の影響を受けているのではないかと疑念を持たれることのないように、引き続き本通知の趣旨を全土連に対してはお伝えをしまいたいと考えております。

○福島委員 でも、先ほど通知は生きていますと言ったじゃないですか。

皆さんにもわかつていただける予算編成をしなればいけないと、会長になった就任の挨拶でおっしゃっているんですよ。政党等の影響を受けていないと言っているんですよ。自民党が政権をとったから、予算をいっばいという役割を会長としてやりますと言っているんですよ。これに対して指導も何もされないんですか。

○林国務大臣 先ほど申し上げたとおり、これは手続法の三十二条一項に規定しております行政指導でございますので、任意の協力によつてのみ実現されるものであるということでございまして、本通知の趣旨を引き続きお伝えをまいりたいと思っております。

○福島委員 この通知の趣旨を二階さんにお伝えして、どう身分を考へるかというのを考へるということをおっしゃるということですね。よろしいですね、そのことで。

○林国務大臣 全土連に対して、引き続き本通知の趣旨を伝えてまいりたいと思っております。

○福島委員 なぜこのことを申し上げるかという、今回の中央会の改革は、中央会が一方的に単協の自由とか何とかを縛っているのが問題だといつて、全中の改革をやるわけですよ。あるいは、全国農業会議所も、よくわからない何とかネットワーク機構という軽々しい名前の機構に名前を変えようとしているわけですよ。

私は、むしろ、大事な本質というのは、特定の政党や政治的思惑にこうした組織が利用されてきたこと、ある意味、行政の代行であるとともに、利権と言ふと品がない言葉で安っぽくなつてしまっていますけれども、そうしたものの配分の役割を果たしてきたことこそが、今までの農政をゆがめてきた失敗の一番の原因じゃないかと思うんですよ。

別に、自民党だから悪いと言っているんじゃないですよ、私は。我々のときだって、ではといつて、野中さんをひれ伏させたりとか品のないことをやったかもしれないよ。やったかもしれないけれども、もうそういうのはやめにしたんですよ。

よ。

農協や土改連やあるいは全国農業会議所が、政権がかかることに、その会長さんがどつちの政を支持するんだなんといつて右顧左弁することなくして、純粋に農家のため、農村のために働く組織にしなければならぬんですよ。それをやるために、今回の農協法、農業委員会法の改正案を出してきているんじゃないですか。

そのときに、今の大臣の答弁をしている姿を見たら、到底納得できない、信頼されませんよ。もし、戦後六十年で最大の農政改革というんだつたら、まず足元から、皆さん方の総務会長なんですよ。全国の土改連の会長に特定の政党の幹部がついて、会長が堂々と、自民党が政権をとつたんだから、農家の皆さんにもわかつていただける予算編成をしなければならぬ、こんなひどい挨拶。ちなみに、土改連、土地改良区は全部自民党かといつたら、決してそうじゃありませんよ。私の支援者の中には、私を一生懸命応援してくれている土地改良区の理事長さん、政治活動をしているじゃないかといつたらそれとおろしやもしれないけれども、そういう方だつていらつしやるわけですよ。

だから、そういうふうな、特定の政党や政治的な思想でやらないということをやつた上で今回の法案を出すことが必要だし、そういう意味で、我々の民主党案では政治的中立性と出させていたでいてるんです。

この点、もう一度、大臣、まさに土改連の会長人事があつたわけですから、みずから襟を正して、そして、この戦後六十年ぶりと自称する、余り自称すると景品表示法等違反になるんじゃないかと思ひますけれども、そうならないように、ぜひ、まず土改連の話をしつかり、別に農水省が表に出ていって、やめると言う必要はないんですよ。こつそりと、今、戦後農政の大改革をやつてるところだから、李下に冠を正さずで、次の人に譲りますと二階さんが言えはいいだけで、そういうふうにしむけられないんですか。どうですか、御認識は。

すか、御認識は。

○林国務大臣 しむけるという言葉がどういう意味かわかりませんが、やはり、李下に冠を正さずということであれば、土改連そのものが御自身で、ここで私が何か申し上げることではなくて、また、そういう御指摘を受けることではなくて、みずからが考えになることだ、こういうふうには思います。

○福島委員 いや、もうそれだけでそんな指摘を受けているし、みんなからそういう疑念を持たれていいますよ。

二階先生は総理よりも強いといううわさもありますから、怖くて言えないのかもしれないけれども、しかし、戦後六十年の大改革をやるんではないんですから、まさにそうした既得権益に切り込むところからやらないと、現場の農家の皆さんや、これから公選制による誇りある農業委員という身分を削がれる現場の方は納得しないと思います。

ぜひとも、そうしたことにしつかり取り組んでいただくことをお願い申し上げまして、引き続き、また別の機会にしっかりと法案の審議に臨んでまいりたいと思ひますので、そのことを申し上げまして、質問とさせていただきます。

○江藤委員長 次に、畠山和也君。

○畠山委員 日本共産党の畠山和也です。

前回の質問に続いて、農協の性格や目的にかかわる部分から質問したいと思ひます。

現行の第八条の変更について、改めてこの間の経過なども調べました。

与党取りまとめを踏まえた法制度等の骨格という、この間もずっと見てきましたけれども、左側に昨年六月の与党取りまとめ、右側に法制度等の骨格という表になっているものですが、骨格で、そこで、現行第八条の取り扱いについて、与党からは特段の記述はないんですけれども、骨格では、それが翻訳されて、第八条の改正というふうに出されています。これはなぜなのでしょう。

○奥原政府参考人 現行法の第八条のところは、「営利を目的としてその事業を行つてはならない」ということが記述をされております。この規定の趣旨につきましては、株式会社と協同組合は当然違いますので、出資配当を目的に事業をするわけではないということでございます。その意味で、別の条項で、五十二条のところでは、出資配当の上限というものが決まっているということでございます。

ただ、この出資配当の上限ということで、営利を目的として事業を行つてはならないとは書いてございますが、この規定が関係者に誤解をされている部分が結構あるのではないかと、いふうに思っております。この規定があるために、そもそも利益を得てはならない、あるいはもうけてはならないといった解釈もされている傾向が見られるところでございます。

今回の改正では、この規定を削除することによりまして、それぞれの地域農協が、本当に農産物の有利販売に取り組んでいただくこと、農業所得の向上につなげていただくことを促す観点におきまして、この営利を目的として事業を行つてはならないという部分は削除しております。

そのかわりに、組合は、事業の実施に当たり、農業所得の増大に最大の配慮をしなければいけないというのを二項で書きまして、さらに、組合は、農畜産物の販売等において、事業の的確な遂行により高い収益性を實現し、その収益で、事業の成長発展を図るための投資または事業利用分を配当に充てるよう努めなければならないという規定を追加しているところでございます。

○畠山委員 きょうも議論になっていますけれども、この現行第八条の改定、変更の問題というのは真剣に議論しなきゃいけないといふうにやはり思ふんです。

先日の参考人質疑でも、懸念の表明が相次ぎました。

谷口参考人は、持続性を担保する上で、営利が全くない状態にいけるかといつたら、いけない、

高い収益という言葉で實現できるようなことが求められる局面がある、それはわかるんです、としても、それが最終目的かといふと、そうではないだろうと指摘をされました。また、協同組合としての特性を踏まえながら、営利規定ということで十分なので、前のままでいいというのが基本的な私の考えと表明しました。

また、石田参考人からも、協同組合の非営利原則というのは、高い利益を上げるかどうかということに関心があるわけじゃない、得た利益をどう分配するかに関心があるわけだなどと述べられました。

先ほども述べましたように、総じて、現行法第八条の改正が必要なのかどうか。前回の質問でも私は疑問があるといふことを述べましたが、このように、参考人からも現状でいいのではないかと、いふ指摘に対して、改めてどのように受けとめますか。

○奥原政府参考人 五月二十七日の参考人の質疑は私も聞かせていただきましたけれども、参考人の方々の御趣旨、十分私も理解できていないところがあるかもしれません。

今御指摘ございましたように、谷口参考人の方からは、農協は適切な利益を上げて還元すべきだけれども、利益の獲得が最終目的ではないことだから、現行第八条は改正する必要はないという御意見だったのではないかと思っております。

それから、石田参考人からは、改正後の七条第二項につきまして、農協は准組合員にも奉仕するものであるの、農業所得の増大に配慮ということとは削除すべきだといふ御意見もございました。

それから、太田参考人からは、大いにもうけなければならぬといふうに規定してしまふと、独禁法に抵触するのではないかと、いふ御意見も出されたといふうに思っております。

これらの御意見につきまして、真意が十分わからないところもございしますが、石田参考人の御意見につきましては、准組合員を含めて組合員の方に最大の奉仕をするという部分を維持した上で、

農業者の協同組織でございます、議決権を持つて
いるのは正組合員の農業者でございます、そう
いったことを踏まえて、農業所得の増大に配慮す
るよう求めるという趣旨で今回入れているとい
うふうに考えておりますし、それから、谷口参考
人、太田原参考人の御意見につきましては、改正
後も、農協には出資配当には制限が課されてお
ります、五十二条は維持をされておりますので、農
協が営利組織、出資配当を目的とする組織になっ
てしまうことではないということでございますの
で、御指摘はちよつと当たらないのではないかな
というふうに考えております。

今回の八条の改正の趣旨は、あくまでも、営利
を目的として事業を行つてはならない、この規定
の趣旨が誤解をされて、利益を得てはならないと
か、もうけてはならない、こういう誤解がされ
がちであるということを考えまして、規定を削除
するとともに、農業所得の増大に最大限配慮する
ということ、それから、販売等において、的確な
事業の遂行によつて高い収益性を確保して、その
収益で、成長発展を図るための投資ですとか事業
利用分当配当に充てるといった趣旨のことを書き
込んでいくということでございます。

○農山委員 それは、もう何度も聞いてきて、誰
が誤解しているのかということもさうござん議論し
てきたんですけれども、今言つたように、第五十
二条の上限規定が残るから趣旨は残るということ
も、レクなどで何度も聞いてきました。

しかし、趣旨が残ることと新たな性格が加わる
ことは意味が違ふ。農業所得の増大を目指して高
い収益性を実現するとなれば、ハイリスクなこと
にも手を突つ込むということがあり得るのではな
いか。規制改革会議では、農協もリスクを負う
べきだとの議論が見られます。そうなれば、もう
これは協同組合とは言えなくなつてくると思いま
す。

協同組合の特性を踏まえれば、出資配当の上限
規定は残すにしても、今焦点となつていいるこの基
本の現行第八条について、このままでいいんじや
ないかと思ひますが、改めていかがですか。

○奥原政府参考人 ただいまリスクの話がござい
ましたが、農協にはやはり農産物の有利販売に積
極的に取り組んでいただきたいと思つております
けれども、それには、ある程度のリスクをとるこ
とが当然必要だというふうに我々は思つておりま
す。

現在の農協は、九六%ぐらい委託販売という形
でやつておりますけれども、これは、農協にとつ
てはリスクは非常に低いわけでございます。農産
物の値段が下がつても、そのリスクは農家の方が
負うという形になるわけで、その結果として、農
協の販売努力が本当に十分なのかといった問題も
生じているというふうに思つております。

そういう意味では、いきなり高いリスクをとる
ということを求めているわけではございませんの
で、昨年から政府・与党の取りまとめの中で
も、買い取り販売を段階的にふやしていく、適切
なリスクをとりながらリターンをふやしていく、
農家の所得がふえるように創意工夫をしていくと
いう趣旨のことをずっと書いてきていっているわけ
でございます。

そういう意味で、従来の第八条、今回、改正法
第七条ということになります、この規定の改正
は必要なことだというふうに考えております。

○農山委員 参考人などが言つていたのは、そう
いう道を切り開くことに対する懸念が表明されて
きているというふうに思ふんですよ。そして、産
業競争力会議の議論などでも、今局長がおつ
ちやつたように、フェアな競争ができる環境に
なつていくかということから議論が始まつて、さ
まざまな競争のイコールフットイング論などがけ
しかけられてきているというふうには私も承知は
してあります。

ただ、今言つたように、これは農協の原点を変
えてしまふものではないか。しかも、産業競
争力会議や規制改革会議などの、上から変えてい
くようなことではないのかという問題があると思ひ
ます。

現行法のもとでも経済事業が良好な農協はある
わけですし、改正案のような、目的まで変える必
要はないのではないかとすることを改めて指摘し
て、時間もありませんので、きょうは、監査問題を
少し中心的に伺つていきたいと思ひます。

これまで農水省は会計監査と業務監査を一体に
行うからこそ単協の健全な経営を確保できたと思
めてきたというふうに思ふんですね。改正案は、
公認会計士が監査法人による会計監査を受けるこ
とにしています。業務監査は任意にしています。
今後は、会計上の健全さのみが確保できればいい
ということなのでしょう。なぜ業務監査は任
意としたのですか。

○奥原政府参考人 監査の問題でございますが、
今回の農協改革の中では、全中の監査の義務づけ
を廃止いたしました、公認会計士の会計監査を義
務づけるという改正をしているところでございま
す。

これは、准組合員が、農業者であります正組合
員を上回るような状況になつてきているというこ
と、それから、農協の数も現在は減つておりまし
て七百農協になつておりまして、一農協の貯金量
の規模も非常に大きくなつております。平均でも
一千億を超えておりますし、中には一兆円を超え
る貯金量の農協というものが幾つか出ていいる状
況でございます。こういったことに鑑みまして、農
協が信用事業を今後とも安定的に継続できるよう
にするという観点で、会計監査につきましては、
ほかの金融機関、銀行、信金、信組と同様の監査
体制をとることが必要というふうに判断をしたも
のでございます。

一方で、業務監査の方でございますけれども、
これは、ほかの民間組織におきまして業務監査を
受けることを義務づけられている組織は基本的に
ございません。基本的に、それぞれの組織が自分
たちで、内部で監査をやりますし、監事も置かれ
ているというところでございます。そういう意味に
おきまして、業務監査につきましては、ほかと同
様に任意にするということ、今回は規制をかけ

ておりません。
したがひまして、農協の方からしますと、自分
の農協の農産物の販売体制の刷新等を進めて農家
の所得向上を図ろうとするときに、自由に能力の
あるコンサルを選んで相談するですとか、いろい
ろなことが自由にできるようになつてくる、こう
いうふうに考えております。

○農山委員 先ほど、最初に言ひましたけれど
も、これまで農水省は会計監査と業務監査を一体
にやつてきたからこそ意味があつたという立場を
ずつとつてきたじゃないですか。何で、他の組
織で義務づけられていないから今回外しました
と、なぜ今になつてそうなるのか。
少し進めます。

農協は、御存じのように、総合事業体で、例え
ば部門別で損益計算をやると思います。そうすれ
ば、もちろん信用、共済が赤字で、それから農業
関連、営農関係を含めた事業が赤字というふう
に分かれることは見込まれるでしょう。それで、会
計士さんの方から赤字部門の効率化だつたり改善
ということが指摘されることは、もちろん一般的
にはあり得ることだと思ふんですね。

そのような可能性はあるというふうに思ふかど
うか、それだけ確認します。

○奥原政府参考人 会計監査の仕事というのは、
総会等に出します会計書類が正しいかどうか、こ
れをきちんと判断して証明するという仕事でござ
います。それを踏まえて経営改善の指導とかをす
るのは、これはまた別の話でございます。

従来の全中の監査につきましては、全中は監査
権限と同時に指導権限を持つておりましたので、
そういうことも実態的にはあつたかも知れませ
んけれども、基本的に、監査というのは、出されて
いる会計書類の数字が正しいということを証明す
る、それにとどまらず、それを踏まえて組
合員の方々がきちんと今後の経営方針を決めてい
く、こういうことだというふうに考えておりま
す。

○農山委員 それならば、では、改めて、これま

で公認会計士さんが、さまざまな国による中身に含まれているものがあつたんですけれども、結局、どういう役割を果たすことにならざるを得ないかということをしる具体例で述べたいと思うんですね。

北海道の赤平市というところの市立病院があります、ちょっと病院の話から始まって恐縮ですが、二〇〇七年に自治体財政健全化法が成立しました。これは、特別会計や第三セクターも連結して、自治体財政に組み合わせてチェックするというものでした。当時、北海道でしたので、夕張の財政破綻が表面化して、もちろんそれにかかわる流れだったというふうに思います。

もちろん、この市立病院でも多額の累積赤字を抱えていたわけです。そのときの国の支援策で行ったのが、公認会計士を送って経営改善策を提案させるということでした。先ほど局長がおっしゃったように、公認会計士としては本来やるべき別の自身はあるわけですが、ただ、その結果、いろいろ市の方でも努力したり、苦勞したり、病院とも相談したという経過は承知しているんですけれども、あらわれたものは、事務職員の契約社員化だったり、あるいは給食の外注化などなどでした。

それで、患者の負担増や医療の質が低下する心配はないか、これは、当時、NHKの「クローズアップ現代」でも報道されたほどの問題だったんです。病院の問題ということではなく、損益の計算をしていけば、どの事業でもこういうようなことは起こり得るということだと思ふんですね。

先ほど述べたように、農協でいえば、赤字部門の典型は営農指導などの分野で、なかなかやはりこれを赤字にすることは難しい。しかし、組合員が今農協に一番強化を求めている分野の一つにこそ、この営農指導があると思います。これが仮に赤字だからといって、人が減らされて、さらに現場に足が遠のいたり、賦課金や指導料の引き上げということになったりすれば、これは組合員の利益にならないし、負担もふえることになら

ないか。

私の言っていることに飛躍があるなら、それはそれでそう指摘してもらいたいんですけれども、そういうような現場の組合員にとって、この監査の制度を変えることがどのような影響を与えるかというのは、みんな、わからないし、非常に知りたいところだと思ふんです。

監査を外せば所得がふえるという論理でこの問題はずっと議論されてきたと思うんですけれども、逆に、このような可能性がないというふうに言えますか。

○奥原政府参考人 先生が御指摘になった市立病院のケースですが、詳しいことを全く承知しておりませんけれども、今のお話を伺っておりますと、それは公認会計士の方が会計監査をしたというのを超えておりまして、多分、コンサル業務も頼まれているというケースだというふうに思っております。まさに提案をさせるというふうには先生は今言われたと思いますけれども、その経営の状況、数値の面を含めた上で、具体的にこれからどうしていくかという提案をする、これは通常の会計監査を超えた話だと思ひます。

通常、会計監査を受けるだけであれば、会計書類の数字が正しいかどうかをチェックする。当然、部門ごとに赤字かどうかは正確にわかるようになってくると思ひますが、そのときに、それぞれの部門をどういうふうにするかは、それはそれぞれの組織が自分たちで決めていく。仮に赤字であつても、その地域にとつてその事業は絶対必要であるという場合には、これは継続する判断は当然あり得ますし、従来もそういうふうには農協は判断をしてきているというふうに思っております。

○畠山委員 それでしたら、さらにもう少し聞きますけれども、今回の監査問題というのは、先ほど林大臣もおっしゃられたように、最後まで残った論点で、その結果、焦点が当たったというふうな話されましたけれども、残るのは残っただけの意味がやはりあつたというふうに思ふんです。信用、共済で赤字の部門を埋めているとの指摘

がされているのに対して、せめて透明化をして健全性を図らなければいけない、さまざまなそういう議論や経過などがあつたことは私も承知はしているんです。

ただ、先ほどの繰り返しになりますけれども、監査を外すことによって農業所得が増大するという理屈はなかなか組合員や農業者の方が理解できないとずっと言っているじゃないですか。だから、この結果、監査を外してどうなるかということが組合員にとって重要なんです。

私が言つたように、実際、損益計算しについて、こんなふうには赤字の部門というものはどうしても効率化していく対象になっていくんじゃないか、それが促進されるんじゃないか、一般的にはそのようなことが考えられるんですけれども、改めていかがですか。

○奥原政府参考人 監査のこの制度を直したからといって、それで直ちに農業所得が上がる、こういう因果関係には基本的にはないと思ひております。

先ほどから御説明しておりますように、基本的に、今回の監査体制の変更につきましては、信用事業が相当大きな事業になっておりますので、一兆円を超える貯金量を持っている農協も出てきて、こういう状況の中で、やはり農協が信用事業を安定して営んでいかなければ、これは農協にとつても、それから地域社会にとつても困るといふ、この現実にはやはりございします。そういう意味では、安定的に信用事業が営めるようにするためにはどうするかという観点でございします。

従来から、全中が行っている監査につきましては純粋な外部監査とは言えないのではないかとこの指摘はいろいろあるところから受けているわけではありますので、そういった批判を受けることなく、これから安定的に信用事業をやっているようにするという観点で、会計監査については全中監査から公認会計士監査に切りかえる、こういうことにしたわけでございします。

も先ほど申し上げましたように、基本的に、ほかの民間組織でもって業務監査を義務づけられているところとはございしません。これは、やはりその組織自体が自分たちで点検をしてやっていく世界が基本でございします。必要なときには部外者にコンサルをお願いするということはもちろんあつても差し支えございしませんけれども、全てのところに義務づけるといふ話ではございしませんので、むしろ、必要なときに必要なところのコンサルを適切に頼めるという体制をつくった方がいいのではないかと、こういう判断でございします。

○畠山委員 そうしたら、奥原局長、なかなか正面からお答えになつてもらえませんが、二〇一三年五月三十日、第十一回規制改革会議ですけれども、これは局長さん、御参加されていたはずで、このときに、いろいろ事業を展開していく上で農協の経営の透明性について外部監査を受ける必要があるという議論がなされたのに対して、奥原局長さんはこのように述べられているんですね。

農協の方の経営の透明性ですけれども、これにつきましては農協も金融事業をやっておりますので、金融の観点から他の業態と同じような規制は法律上かけております。

監査につきましては、公認会計士による外部監査を直接は義務付けておりませんが、全国農協中央会がやる監査を必ず受けなければいけないというのが法律で義務付けておりまして、しかも全中には公認会計士の方を三十人入れておりまして、この方の指導のもとに監査をするということになっております。

全中がやっている監査は会計監査だけではなくて業務監査もやっているのです。農協の場合には会計上の処理がきちんとしてあるだけではなくて、本当に農家にメリットが出るようなきちんとした仕事の仕方をしたいということもございします。全中が公認会計士の指導も受けながら、会計監査プラス業務監査をやっているというのが今の法制度でございします。

ということ、この間、やはりずっと会計監査プラス業務監査を一体にやってきた趣旨を、きちんとこの会議の中で局長さんは述べられているじゃないですか。

このままでいいんじゃないんですか。何で変えるんですか。

○奥原政府参考人 今御指摘いただきましたのは、多分二年前ぐらいの規制改革会議での議論かと思えますけれども、それまでの農水省の考え方をそこで御説明したことは間違いないと思えますが、まさにこの二年前ぐらい前から、農協組織のあり方、事業のあり方をどうするかということが政府でも与党でも相当な議論になってまいりました。当日、私は今のようなことを御説明したかと思えますけれども、それに対していろいろな御意見をいただいたわけでございます。

その後、政府・与党の中でいろいろ議論した上で、本当にどうやればこの農協組織全体が農家にとつてメリットのある組織になっていくのかという観点で、単協のところも、連合会のところも、中央会のところも、いろいろな見直しを検討させていただきまして、その一環として、監査につきましてもこのような改正をする、こういうことになった次第でございます。

○畠山委員 林大臣に伺いますけれども、今言ったような経過だったり、規制改革会議の議論なども私も読ませていただきました。しかし、今回、公認会計士をこのように入れる問題とともに、業務監査を任意にする問題について、その趣旨がやはり理解できないんですね。そして、先ほど局長さん、くしくも二年前のところで言っているように、業務監査と会計監査を一体にやることの意義の方が私は大きいと現時点においても思うわけです。

林大臣、この間のやりとりも含めて、今どのような認識をお持ちになりますか。

○林国務大臣 そこも大変な議論になったところでございますが、そもそも業務監査というのは、実は農協の世界から一歩外に出ますと、余りない

概念でございます。まさに先ほど本社と支社というふうな例えをいたしましたけれども、単協が支社であれば、会社の組織の中として指導して、支社が本社の方針に従ってやる、こういうことはあるけれども、独立した会社である場合には、任意にコンサルを受けて、もつと経営状況をよくしていく、もつといい組織運営をしていくということがあるれば、コンサルを受けるのは当然であります。一方、金融監査は、信用事業を営むに当たっては必須のもので、こういうふうになされておるわけで、これは必要なものでございます。

したがって、党の中でもいろいろ議論したときも、ここをやはり分けて、信用事業を持統的にしつかりやっていくための金融監査、これは新しい仕組みの中でしつかりと位置づけていく。

しかし、業務監査は、信用事業の健全性が担保されるという前提のもとで、いろいろなことをそれぞれの地域の特性に応じてやってもらう必要があるということですから、一律に全中の金融監査と一体となった業務監査ではなくて、あくまで単位農協が必要であればやっていくということをしつかりと位置づけて、そして、それぞれの創意工夫でもっているいろいろなことをしつかりとやっていただく仕組みをつくっていく、こういう議論がありまして今の形になった、こういうことでございます。

○畠山委員 時間も迫ってきましたが、結局、監査を外すことによって何が生じるのかということとは大きな焦点だと思ふんですね。これを外すことによって農協所得がふえるんだというのが政府の議論のたてつけになっている。

しかし、組合員にとって不利益になる懸念があるのではないかと、いうふうなことが私の疑問であります。しかも、農協にとつて最も農協らしいと言える部分ももちろん切り捨てられてはならないわけですし、それが、ひいては農業者の所得がふえることにつながるのかどうかということを変更して指摘し、時間もないので、最後、理事のことだけ一言質問して終わります。

理事の定数の三分の二については組合員でなければいけないとなつて、組合員とは、第十二条で、農業者や、当該農協の地区内に住所を有する者や、同じく住所を有する農民が主たる構成員や出資者となつていて団体などとして定められています。つまり、その地区内に住所があると、地域に根差しているということが原則だろうというふうに思っています。

この点こそが地域農協たるゆえんだと思いますが、この理事の要件を変えることにかかわつて、この点を含めた大臣の認識を改めて伺いたいと思ひます。

○林国務大臣 今先生から触れていただきましたように、現行の農協法は、理事の定数の三分の二以上が正組合員でなければならぬ、こういうふうになされております。

農協法が制定された当時、農地解放の直後であつたということもあつて農業者も均質であつたことから、理事に占める農業者たる正組合員の割合を一定以上にすれば農業者のニーズに応えた農協運営を行うことができた、こういうことでこういう規定ぶりになつていくということでございますが、申し上げてきたように、現在、農業者が大規模な担い手農業者と兼業農家、規模の小さい方が多いわけですが、こういうふうな階層が分かれてきて、組合員ニーズも多様化してきたということでございますので、現行の理事要件だけでは、農業者、中でも担い手農業者のニーズに十分応えられなくなつてきたというふうに認識をしております。

したがって、地域農協が、農業者、なかんずく担い手の意向を踏まえて、農産物販売等農協所得の増大に配慮した経済活動を積極的に行つていくことができるように、理事の過半数を認定農業者等とする見直しを行うこととしたということでございます。

○畠山委員 そういう説明でありますけれども、地域に根差しているからこそ、地域農協の意味と強みということがあつて思ふんです。

そこで、これは局長でよろしいんですけれども、確認ですが、理事に新たに加える農産物販売や経営のプロと言われる方々ですが、今回、法律をちゃんと読めば、先ほど述べた、その区域内に住所を持たなくても、あるいは農業を営まないケースも、産業化していけばいろいろ出るからあるんだ、そういうケースもあり得るということはどう思いますか。確認です。

○奥原政府参考人 従来からあります、理事の定数の三分の二以上は正組合員でなければならぬ、この規定は、今後ともそのまま、まず維持をされます。したがって、三分の二以上が正組合員であれば、三分の一未満の方々はそういう方々になつても今でも役員になれる、こういう仕組みになつていくということでございます。

そのことを前提にした上で、さらにこれに加えて、今度の、農協の理事の過半数を原則として認定農業者や農産物の販売や経営に関して実践的な能力を有する者とするというのがかぶつてくるわけでございますので、この販売や経営に関して実践的な能力を有する方というのは、これは地域外の方も当然いらっしゃると思ひますけれども、それでも、理事のトータルの三分の二以上が正組合員、地域の方であるという点は何ら変わらぬ、こういうことだと思ひます。

○畠山委員 終わりますが、多くの理事は地域から選ばれている実態もあつて、だからこそ、組合員の実情も踏まえた議論と決定などがされてきたというふうに思ひます。

その地域農協たるゆえんが崩れないかという心配や懸念があることだけを最後に指摘して、質問を終わります。

○江藤委員長 この際、休憩いたします。

午後零時四分休憩

午後一時三十六分開議

○江藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。村岡敏英君。

○村岡委員 維新の党、村岡敏英でございます。一時間の質疑をもらいまして、ありがとうございます。

まず初めに、口永良部島の大きな噴火、そして、全島民が避難しているという大変な状況であります。本当にお見舞い申し上げたいと思っております。

いろいろな対策、いろいろなことを政府の方でしているとは思いますが。

我々の党の九州福岡出身の河野正美議員を筆頭に、我々の党では、五月三十一日曜日に、屋久島の方に視察に行つてまいりました。三カ所に避難しているということで、避難まで二十分程度しかなく、網戸を開めただけ、窓を開けていないとか、家のことも心配であつたり、また家畜の心配があつたり、いろいろなことがあるようであります。

しかしながら、八十世帯百数人、この方々はふだんきちんと噴火に対して備えておりました、学校の先生などは逃げる方向に必ず車をとめるというところがあつたり、そしてまた、全島、どこにいるかというのを必ず確認している、そういう緊急の場合の準備態勢が整つていたという中で全員助かった。

そして、お一人、やけどをした方もおられるそうですが、それでも海からどこにいるか把握して、助けて、命には別状なかったということで、緊急的な災害というのに対しても準備を万端にしていることは人命が助かるということにつながりますので、その点は口永良部島の皆さんの訓練の成果だ、こう思っております。警察官は一人もいないという島だそうであります。

そこで、ここにも農業があるわけですが、今、まだ噴火が起きて間もないわけですが、今、農業関係の被害やそういうものを把握して対策をこれからとらうとしているのか、お聞かせ願えればと思っております。

○林国務大臣 口永良部島の農業でございますが、肉用牛の飼育が中心で、耕地のほとんどで飼料作物が作付をされておつて、このほか、カンショ等の作付が行われているということでございます。

五月二十九日の噴火に伴う農作物それから農地の被害状況については、現在、全島避難中でございまして、まだ詳細な把握をしていないところでございますが、午前中の質疑で若干触れさせていただきまして、肉用牛が六十頭ですとか、豚が二十五頭、鶏が三十一羽、馬一頭、こういうような家畜が四戸の皆さんのところでやられている、こういうところまでは県から聞いておるところでございます。

今後、調査の進展で被害が判明してまいりますと、県や屋久島町、関係地元自治体と連携して、被害への迅速、的確な対応を図つてまいりたいと思っております。

○村岡委員 全体にかかわることですが、農地の部分もしっかりと把握をして、対策をお願いしたい、このように思っております。

それでは、きょうの質問に移らせていただきます。

この前、参考人質疑がありました。参考人の方から、賛成も反対もこの法案に対してありましたけれども、それぞれの思いをお聞きしまして、大臣として、また政府として、その方々の、反対であつても、そのことに対してどういうふうに応えるのか。賛成の中にも、もう少し進めていかなければならないということも言っております。で、そこをぜひ大臣にお聞きしたいと思います。初めに、石田参考人から、大学の教授でしたけれども、このような指摘がありました。

第一条の何が問題かという、私は、第一条の中で、最後でございますが、「もつて国民経済の発展に寄与する」、つまり国がある、それから全国連がある、県がある、そして地域農協があるというたてつけになっております。そうではないでしょう、皆さんたちが戦後体制からの脱却と言う

のであれば、お国のための農協から地域のための農協になるべきだ、こういうたてつけにしないといけないわけで、第一条のここに、「もつて国民経済の発展に寄与する」と、もつて地域の発展に寄与する、ここから書き直さないと本当ではないと思ひますという御発言がありました。

今回の改正では、目的規定は手を加えておりません。しかし、石田参考人が言っているように、今回の改正が六十年目の大改正というのであり、戦後体制からの脱却ということであれば、農協をこういう形に、またこういう方向性に持っていきたい、その目的を考え直さなければならぬと思ひますが、大臣の見解をお願いいたします。

○林国務大臣 この一条でございますが、今先生からお話がありましたように、「農業者の協同組織の発達を促進することにより、農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図り、」そして後段で、「もつて国民経済の発展に寄与することを目的とする。」こういうことになっております。

まさに前段にありますように、農業者がメリットを受けることを主目的とする農業者の協同組織、ここはやはり原点に戻つて、適切な事業運営をできるようにするというのがまさに今回の農協改革の目的であらう、こういうふうにしております。

そういった意味で、組合の事業運営原則を明確化して、農業所得の増大に最大限配慮しなければならぬ、また、理事の過半数を認定農業者や、農畜産物の販売や法人の経営に実践的な能力を有する者とする、こういう改正をしたところでございます。

農業者の協同組織という基本的な性格を原点に戻つてやるということで、ここを変える必要性はないということ、むしろ第一条の趣旨をより徹底するためにやるものであるということ、第一条は変更しなかつたわけでございます。

「国民経済の発展に寄与する」というところでございしますが、国民経済の発展というのは、広い意

味で国民経済でございますので、当然この趣旨としては、それぞれの地域における農協がこの目的を達成していただければ、それぞれの地域、また、農産物等々の販売等によって国民経済の発展に寄与するということです、対立概念ではないのではないかとこのように考えております。

○村岡委員 石田参考人と私と考えが同じだといふわけじゃないんですけれども、そういう反対に近いような形の方々のところに伝わっていないというのが少しあると思ひます。そこはやはり、農村社会の所得倍増、農業者の所得倍増という中で、地域社会でしっかりとそこは、農業だけじゃなく、倍増していくのか倍増していかないのか、どうしても方向性がわからないという方が多いことも確かだ、こう思っております。

そういう意味で、大臣が今答えられた説明というのは、農村社会というのは、賛成や反対が入りまじつていて、やはり改革は成功しないと思うんです。やはり多くの人たちにしっかりと説明していくということをこれからも心がけていただきたい。それは政治家だけじゃなく、農林省の方もそういう説明がやはり不足していると思ひますので、ぜひお願いしたい、こう思っております。

そして、次に、参考人の中で小川参考人、株式会社小川牧場代表取締役でしたけれども、この方から、農協についていろいろ注文をいただきました。午前中もちょっと話題になっていました。

小川参考人の意見でありますけれども、担い手の育成が進まなくて、高齢化ですから、なかなか後継者が育たない。その原因というのは、経営がなかなか安定していないのと、将来の不安があるのではないかと、この中で後継者が育たない。もつと積極的にJAも担い手育成をやつていただくようにしていただきたい。

職員の関係ですけれども、異動が、金融機関等の指導の関係もあるんでしょうけれども、五年を目安にといふような指導がありますので、いわゆる営農担当の職員、経験が豊富な職員が頻繁にか

わつてしまつと、地域との密着も進まない。

農協自体も事業本部制をしていますが、営農部門、金融部門、それから生活とかに分かれています。そういう連携をなかなかしていないという弊害が起きています。現場のニーズが、営農で融資等の要望があつても、内部の連携ができていない、補助事業等も末端までなかなかつながらなくてこないという問題がある、こういうふう

に指摘しております。いずれも、農林省は、既にそういう指導に取り組んでいてと答えると思いますが、実際には、現場ではまだ進んでいない。少なくとも農業者が進んでいないと思つてゐるわけですが、これについて、大臣はどのように思われるでしょうか。

○林国務大臣 まさに農業者の立場から御意見を述べられたものというふうに思つておりまして、まさに利用者の立場ということではないか、こういうふう

に思つております。したがつて、今、指導があつて転動がある、こういうような御発言があつたという御指摘でございましたけれども、やはり、全国押しなべて一律にやりますと、何年かというのをつくつて、それぐらいでやはり異動しないと、こういうことになるのでございまして、一方、地域の農家の方は、せつかくな

じんできたのに、また新しい人が来てと、こういうことでございまして、どちらかが一律に正しいということではなくて、やはり地域地域の特性に応じて、そこところは弾力的にいろいろな創意工夫をしてもらうということが大事なのではないか、こういうふう

に考えて、その地域地域の特性を生かすことによって、その地域の農業者の所得向上を図っていくことが大事なことではないか。

したがつて、地域農協がそういうことをしっかりとやつていく、連合会、中央会はそれを適切にサポートしていく、こういう基本的な考え方でこの改革を取りまとめたところでござい

ます。○村岡委員 小川参考人は余り農協を利用していいなというところの中で、農協が変わつていただきたいという中で、役所的だ、もう全然つながりがなく、一つの部門に行つて聞けば、もう一つ違う担当だと言われるようなことがある。そういう農協ではだめだし、そして大きく農業をしていくと、だんだんと農協から離れていく。その状況はなぜなのかというところの御指摘の中で、例えば、農業でも資材でも買うときに、多かつたから下げるといふ柔軟性がない。いろいろなお話をされておりました。

そういう意味では、これから農協を改革していく上で非常に参考になるのは、やはり、農協といふのは全国にいろいろなネットワークもありますし、また販売ももちろんあるわけで、小川参考人も、農協が変わつていくことによつてぜひ利用したい、このようなことも申しておりました。そこが農業にとつて大切なことだと思つてゐるわけ

です。現時点で、農協の改革というのは組織中心に変えていつてゐるわけですが、目的は販売まで含めて農協が変わつてほしいというわけですが、こういう組織をいじることによつて、今まで農協を使つていなかったような法人が使えるようになるという対策はどのように考えていらつしやるのか、答えていただきます。

○林国務大臣 まさに、今先生おつしやつていただいたように、参考人からもいろいろな声が出ておりまして、これは鈴木参考人の御発言でござい

ますが、組合員皆平等という言葉もありま

すが、何か農協にはちよつと商売つ気がないような感じがするんですよ。もちろん、ほかの企業と同様に、早期予約割引ですか云々、こういうふうにおつしやつておられる。

まさに、そういうサービスを求められる方と、また地域のインフラ的なものを求められる方、先ほど、午前中の質疑でも申し上げましたように、農家の方も均質でなくなつてきて、いろいろな

ニーズが出てきてゐる。したがつて、大事なことは、やはり農業者の皆様、これは出資されて組合員になつていただいているわけですから、ここと農協の役職員が徹底した話し合いを行つて、うちの農協はどういう役員体制でいくのか、販売方式はどういうふうにするのか、資材の調達はどうするのか、こういうこと

をしっかりと話し合つていただいで、全国どこへ行つても同じことをやるということでもなくともいいわけではございません、そのガバナンスをしっかりとそれぞれでできさせていただくことによつて、よつてもつて地域の農協が農業者の所得向上に資する、この姿をしつかりと実現していつていただければ、こういうふう

に思つておるところでございます。○村岡委員 それから、これは新福参考人の言つた言葉の中で、政治家が考えなきやいけないことなんです

が、政党及び政治が農村での支持拡大をしようと競い合う、この結果、今までのいろいろな政策の問題の核心や課題がはけてきて、政治のため、選挙のために農業政策をやつた、この本末転倒してゐるようなことを今後はしつかりと、この農業改革といふのは五年、十年という、計画的にやつていただきたい、こういうふう

に新福参考人は言つていたわけですが、大臣はどう思われるでしょうか。○林国務大臣 これは、我々は全てよく拳々服膺すべき言葉だろう、こういうふう

に思つております。私も取りまとめのときは党の立場でございましたけれども、やはり、議員として地元に行つて、いろいろな意見を聞いて、それがなるべく生かされるように政策を立案していく、これは当然の仕事でありますので、そのこと自体がやつてはならないということではない、こ

ういうふう

かりませんけれども、基本計画というものをことしの三月につくらせていただきました。これは、政府が閣議決定ということで、たびたび申し上げておりますように、財務大臣も当然含まれた閣議の場で決定をする。その場で、この計画にきちっと位置づけて、目標を定めて、それに向かってやっていくんだということを政府全体として決める、こういうことをやっていく。

こういうことをしっかりと発信していくことによつて、皆さんが、というのは、餌米をつくつていただく方もそうでございますけれども、畜産側の利用される方も、ことしは餌米を使つてみたけれども、政策が変わつたのでまたでなくなつたということでは、そちらの方も二の足を踏んでしまわれる、こういうこともございますので、双方の皆様にとつてしっかりと先ほどのことを説明していく必要がある、こういうふうにしております。

○村岡委員 一年に一遍しか飼料米だつてとれないわけですから、しっかりと継続性ということをやつていかなければ経営もできていけないということだと思ひますので、その点は継続性を大事にしていただきたい、こう思つております。

谷口参考人から、大臣がよく言われる、価格決定力を農業が持たなきゃいけないということの中で、御意見がありました。

価格が自分で決められるということの意味は、生産費と価格との関係が自分の中で明確になり、市場価格が高くてもある一定価格で売る、つまり格が安くてもある一定の高い価格で売る、つまり、自分の経営の再生産ということを前提にして、一カ月、二カ月単位ではなく、一年、二年単位でもつて生産が可能になる仕組みに組織していく、そのためには規模を拡大していかなければならない、こう考へているということでした。

ただ一方で、規模の経済を重視し、労働力を排除してコストダウン、薄利多売という方向は、地域経済にとっては活性化とある意味では対立的になる。つまり、一部の経営だけが伸びるという側

面があります。

こういう多様な担い手の中で、やはりどうしても農家の方々に今不安があるのは、一部の経営的に成功する人たちがだけが農村社会で伸びていく、しかし一方で格差ができてくる、こういう不安がたふさんあるということを谷口参考人がお話をされていました。

この点に関して、大臣はどのように思ひますでしょうか。

○林国務大臣 大変大事な御指摘ではないか、こういうふうにして思つております。

我々はよく車の両輪と言つておりますが、産業政策としてしっかりとつけていただくという農業と、もう一つは地域政策としての多面的機能等で、後押ししていかなければならない多面的機能、こういうものは両々相まって効果を発揮していく、こういうことでございしますので、やはり現場においても、どちらか一方を選択するということではなくて、なるべくこれを両立させていくということが非常に大事なことでないか。

産業政策的なものがなくて、地域政策だけになつてしまつてはなかなか難しいというところも一方であるわけでございますので、これをどうやって両立させていくか。そのためには、いろいろな施策を、それぞれの目的は明確にした上で、私がよく言つていられるように足し算でやっていく、こういう考え方が大事ではないかと思つております。

○村岡委員 実は、ここは非常に難しいところで、前に質問の中で秋田県の大潟村の話をしました。大潟村は、全国から集まつてきた開拓農家ですけれども、その方々は、今のビジネス的な、大きくしようというモデルの中では、モデル地域になるぐらい大きいわけですから、ほかの、大潟村の困いの外の人は全然受け入れてこなかった。

そういうことが各農村集落で、今後、大きい人と小さい農家との、農村社会の中で争いが起きないようになさなきゃいけない、そこが本当に大変だと思ひます。車の両輪だということを言つてい

ても、なかなか人間の感情として、大きい人はやはり大規模経営ですから、販売力も何もあつて、全国へほとんど進出する。輸出もするかもしれない。一方、小さい方々は、もう本当に家族経営でやつていける。

うまく農村社会でお互いが協力していくという仕組みを、一年や二年でできないと思ひますが、やつていくというのは、これが本当の農村社会の所得倍増にもつながり、地域社会がしっかりと守られていくことだと思ひます。この取り組みはまだ出てきていないように思ひますが、大臣はどのようにお考えでしょうか。

○林国務大臣 まさに谷口参考人もおっしゃられておりますように、大事な点は、AかBかどちらかということではなくて、両者を適切に組み合わせ、地域農業を組織化するということになりまして、こうおっしゃつておられます。

私は、全国でこれが正解だということが一つあるということではないんだらうな、こういうふうな思つておられて、今、村岡先生がおっしゃつた米の場合は、これは土地利用型でございまして、ある程度までは規模をどんどん大きくしていった方がコストが下がる、こういうこともございしますが、施設園芸ですとか畜産ということになつてまいりますと、必ずしも農地の規模というものではないところが生産性にかかわつてくるというところもございします。

それから、たしか富山県だつたと思ひますが、ハト麦を専門にやられている水見の例などは、その地域の特性を利用して、みんなで取り組むことによって特産物化していく。ちょうど六月一日からG Iの受け付けも始まつておりますけれども、そういう特産物化をするということであれば、規模等々ではなくて、やはりその地域の特性を生かしたところに付加価値がついてくる、こういう行き方もあるわけでございます。

やはり、その地域地域の特性に合わせて、その土地はどういうやり方をやつていくのかということとを、先ほど申し上げましたように、農業者と農

協の役員の皆さんと関係者が一緒になつていろいろ御議論いただいて、この方向でやつていこうと話し合いを持ちながら進めていく。多面的機能というの新しいメニューの中に加へさせていただきますので、必ずしも耕作を続けていなくても、集落の一員としてやつていく活動に対してしっかりと応援していく仕組みというものでございまして、こういういろいろなツールを活用していただいて、それぞれの地域に合ったものをしっかりと話し合いの中で生み出していただければ、こういうふうな考へておるところでございます。

○村岡委員 そこが本当にこの改革及び農村社会がしっかりと守られていくところの肝だと思ひますので、そこはよろしくお願いしたいと思つております。

そこで、もう一つ、先ほどの格差と同じように、原則として認定農家や販売に強い人という農協の理事です。

鈴木参考人は、ぜひとも青年卒も設けてほしいということをやつておりましたが、一方、石田参考人は、こういう方も地域に帰ると非常に多いんですが、理事の割り当て制、クォータ制を今度導入いたしております。認定農業者であれ、実務精通者であれ、理事に入つていただくということは決して悪いことではないと思つております。それを法律で半分以上入れろという、この割り当てが問題だと石田参考人は思つていられるそうです。認定農業者であつても、自分の経営が忙しいから入りたくないという人もいます。これは現実的に結構いるんですね。入つて、俺は協同という取り組みを頑張るぞ、そして、地域の組合員の皆さんから信任を得るという形で理事に上がつてくるのが一番望ましいのであつて。

どうしても入れるとかこんな人を入れると言つと、地域社会とか農協の中でなかなか意見がまとまらない、混乱するんじゃないかと心配している人がたくさん実際に農協でいると思ひますけれども、そこにはどう大臣は答へになるで

しょうか。

○奥原政府参考人 農協の理事の關係でございしますが、今回の農協改革では、地域農協が、担い手農業者の意向も踏まえて、農業所得の増大に配慮した経済活動を積極的に行えるようにする、こういう観点に立ちまして、農協の理事の過半数を、原則として、認定農業者あるいは農産物の販売や経営に關して実践的な能力を有する者とする規定を置くことにしております。

今回の農協法改正に際しまして、先週の参考人質疑でも、一部の参考人の方からはこれについての御意見もあったと承知をしております。

しかしながら、今回こういう規定を置いておりますけれども、具体的にどなたを理事にするのか、これについては組合員が判断をするということになります。それから、実践的な能力を有する者、これがどなたであるかについても、その農協の販売事業あるいは経営の方向性、こういったものをきちんと議論していただいた上で、その農協において、その販売方針にふさわしい適任の方を選んでいただく、こういうことになると思っております。組合の自主的な決定ということとは基本的に変わらないうふうに思っております。

今回の理事の要件の規定につきましては、地域農協が農産物の販売力の強化に向けた自己改革に取り組むための環境を整えていく、こういう観点でございまして、組合員が農協の活動を発展させる最もよいやり方を自分たちで決める、これを妨げるようなものではなくて、むしろこれを後押しする、そういった規定を置いているというつもりでございます。

○村岡委員 当然、今までの認定農業者であったり販売に精通している人が入ってくるのは、農協を活性化すると思うんです。

ただ、現実には、認定農業者で、自分自身で販売網を設けてやっていたり、いろいろな先端的な農業に取り組んでいる人は、農協の仕事をやったら自分の農業がでけない、忙しくなってしまう、こういうふうにいるところとが本当は問題で

あって、農協をしつかり立て直して、自分の農業にもこれは役に立つんだ、地域の農業全体にも役に立つんだと思わなければ、やりたくないと思っている人がいるようでは、農協という組織は活力も出てこないし、新しい取り組みもできてこない、こう思っています。その点は、大臣、どう思われますか。

○林国務大臣 まさにおっしゃるとおりでございます。農業をがつりやつて、自分でもいろいろやつていらつしやる方が、農協の役員になるのは嫌だということは、何か自分のやつていることと関係ないところに時間をとられる、そういう思いがどうも伝わってくるわけでございます。

そもそも、なぜ農協をつくるかといえは、みんなで集まって、いわゆるバーゲニングパワーを増していこう、たくさん集まって資材を調達した方が一人でするよりも安く調達できるのではないかと、また販売力も、みんなで集まった方が強いのではないかと、私はそこが原点じゃないか、こういうふうにいると思っております。

そういう意味で、そういうことをしつかりとやっていくためにこういう方に入っていたかという点であれば、そのために時間を割いてやっていこうということにもなってくるのではないかと、こういうふうにも考えるわけでございまして、まさに原点に返って、有利調達、有利販売というものをしつかりとやっていく地域農協になっていただく、これが大事ではないかと思っております。

○村岡委員 そういう方が入って、積極的にこれまでの農協の方々と議論しながら、農協が変わっていかねばならない、こう思っています。

ただ一方、今まで農協に入っていないで、自分で販売網を設けて、農協活動よりも自分自身のことをやっていた人は、比較的地域のなかで一匹オオカミ的な人が多いので、農協もその方のいろいろなノウハウを取り入れるというところがなければいけない、こういうふうにも私思っております。それでは、次の質問なんです、谷口参考人が

監査について述べられております。

全国的に農協の数が七百弱ありますけれども、その地域に適當な数の監査人に当たるといふ公認会計士の人がいるのかどうか、農業のことに詳しい人がいるのかどうかを考えたときに、恐らく、旅費だとかいろいろのことを考えていくと、積み上がるコストが高くて、安くならないんだ、いわゆる経済性の問題でも議論があると思ひます。しかし、私は、それが大事なんですけれども、先ほど言いましたように、一番大きいのは、農業の詳しい事情をどこまで知った公認会計士さんがいるかどうか不安です。

そこで、この谷口参考人の不安に対してどう応えるかなんです、会計監査のコストは今までよりもかかるのか、かからないのか、業務監査の内容は一般の公認会計士でも十分対応できるものと考えているのかどうか、それをちよつとお聞かせ願えればと思ひます。

○奥原政府参考人 監査の關係でございすけれども、今回は、農協の会計監査につきまして、農協の信用事業を、これはイコールフットイングではないといった批判を受けることなく、安定して継続できるようにするという観点で、信用金庫、信用組合等と同様に、公認会計士による会計監査を義務づけることにしております。

その際、今回の農協法の改正の附則におきまして、第五十条というところですが、公認会計士への移行に關しての配慮事項、これが幾つか書いてございすけれども、その中で、政府は、農協が実質的な負担が増加することがないこと等を規定しているところでございす。

この配慮規定の具体的な中身については、これは改正法の施行後に検討していくこととなりますけれども、まずは、これまでの農協の監査に關する負担がどのくらいであったか。これまでは中央会に対する賦課金としてトータルで払っておりますので、個々の監査コストについての請求書があるわけではございません。実質的にどのくらいのコストであったのかということをもつて確認すると

ころから始まります。

それから、公認会計士、監査法人の方にやっていただいた場合にどのくらいのコストになりそうか、こういったことの検証も必要だと思ひておりますので、こういった数字をよく見ながら、仮にこれは上がりそうだとした場合には、そこについてどういう手だてを講じていくか、そこについての方策をいろいろ検討していく、こういうことになってまいります。

それから、業務監査の方ですが、今回の監査の改正では、この業務監査、ほかの民間の組織では義務づけられているところはございませんので、これについては基本的に、農協についても任意という形になっております。必要な場合には、農協の方から見て、内部統制の補完としての業務監査が必要だ、あるいは販売を強化するためにコンサルを受けたというところがあります場合には、その能力を持ったところにいろいろ頼んでいただくということになります。

県の中央会は農協連合会という形に組織は変わりますけれども、会員の要請に応じて監査をするということとは附則でできるようになっておりますので、この県の中央会、連合会に変わったところがやるというのも一つの方式ですし、それから、一般の監査法人、これは会計監査もできますが、コンサルの業務をやっておりますので、そういったところのコンサルを受ける、こういった方法もあり得るというふうにいると思ひております。

○村岡委員 今局長がお答えになりましたけれども、そこがちよつと農協の方々と現場の方々に伝わっていないと思うんですね。コストはこれから調べなきゃわからないから高いのか安いのかわからない、業務監査も、公認会計士に全部やらせるのかとか、いろいろな制度的なものがまだわかっていないので不安になっているという現実があります。

結局、玉木委員の話した全中監査の何が問題だったのかという指摘が、やはりそこを変える目的があるからこそ、この新しい公認会計士の制度

を入れて変わってくると思うんですけども、そこはどう思われていますか。

○奥原政府参考人 従来の全中監査機構による監査制度の問題点がどこにあるかといいますと、全中監査機構の監査についても、質を高める努力は、これは行政も一緒になっていろいろ工夫をしてきたわけですが、それでもやはり、仲間内の監査であるという批判は外部から受けているわけがございます。純粋な外部監査とは言えない。したがって、純粋な外部監査としての公認会計士あるいは監査法人の監査を受けるべきである、こういう指摘はこれまでずっとされてきております。

これだけ農協の信用事業が、規模が大きくなつて平均でも一千を超えておりますし、農協によっては一兆円の貯金量を超えるというところも出ておりますので、これからも安定してこの信用事業を営んでいくためには、この際、やはりきちんとした、ほかの金融機関と同等の外部監査の体制を整える、これが農協が仕事をやっていく上で非常に重要なポイントではないか、こういう観点に立つて、そこは見直しを行ったということでございます。

○村岡委員 あと、農協の全国中央会は、現実にはこれまでの権限は失うわけですけども、各単協がしっかりと取り組んでいくということです。我々維新の党は、複数農協も積極的に競争を生むためには必要だと思っているわけですけども、やはり地域を超えて農協を利用していくということも必要だと思っております。

例えば、私はよく地方創生でも言っているんですけども、サクランボというのは山形というイメージがありますが、実は佐藤錦というのは、最初は秋田の人が開発したもので、ほとんど地域が同じところがあるんですね。

そういう意味では、農協が一緒になった方がロットもふえて、いろいろな組み合わせで、農協が、一つの地域だけじゃなく、どんだん有為なところを選んでいくことも必要だと思う。ただ、地域が崩れてしまうというのはあるんで

すけれども、積極的にいいものをつくったら、一番高く売れるところでそれを販売していく、そういうことも必要だと思っておりますけれども、大臣はどのように思っていますでしょうか。

○林国務大臣 いわゆる地区が重複する農協の設立ということですが、平成十三年の農協法改正で、総合農協であるかないか、すなわち信用事業を行う農協かどうかにかかわらず、これは認められておりまして、これまで九十九件認可されて、不認可というのがございません。

十三年の改正当時は、行政庁が認可をするときに中央会へ協議をするということが義務づけられていたわけですが、これも平成二十五年の改正で廃止をされております。

この認可ですが、地区の重複する農協の設立については、他の農協の地区と重複することにより当該地区の農業の振興を図る上で支障があると認められるときは認可をしないということでございますが、今までの例で、先ほど申し上げましたように、こういう支障があると認められた事案は発生しておりません。それにもかかわらず、このような規定があるということになりますと、地区重複が制限的に捉えられて、競争を通じた組合員サービスの向上の妨げとなっている、こういう指摘もありましたので、今回の改正法においてはこの規定を廃止いたしました。この地区重複に関する規制というのは全くなくなる、こういうことでございますので、自由に地区の重複する農協を設立できるようになる、こういうふうにご考えております。

○村岡委員 必ずしもできるところとできないところはあると思いますが、やはり今まではできにくかったということがありますので、農協にとっても、競争も一つの必要なことだと思っておりますので、推し進めていただきたいと思います。

そこで、谷口参考人がTPPについて言っております。これは、比較的、現場に行つて農家の方々や農協の人たちに聞くと多い言葉なんですけれども、農協の組織改革はTPPを締結するため

に、先ほどの農協の政治運動じゃないけれども、そこを潰さなきゃいけない、これが目的だったんだと実際言っている人がたくさんいるんです。実際、政府に對し、自民党は我々の反対運動が許せないということの中で改革を進めた、こう言っている人たちが多くいます。そこには誰も、それは応えるのかどうかかわりませんが、大臣も総理も何も言わないわけですけども、実際にはそういう不満を持っているということにはどのようにお応えいたしますでしょうか。

○林国務大臣 大変いい機会でございますので、そういうことではないということをはっきりと申し上げておきたい、こういうふうにご考えております。

TPP交渉は、交渉参加を安倍政権になって決めたわけですが、TPPというこの言葉自体が人口に膾炙するようになった前から、農家の平均年齢がもう六十歳を超えているですとか、耕作放棄地がふえている、若い方が入ってこない、こういう問題はずっと言われてきたところでございまして、先ほど玉木委員からも、もう需要サイドにシフトしなければいけないということはこの数年ではないという御指摘があったとおりでございます。

いわゆる農政の改革は待ったなしの状況であつたわけですが、これはTPPがあらうがあるまいが、この全体の改革、その中で経済主体の改革としての農協改革、これはやらなければならないことである、こういうふうにご認識しております。

○村岡委員 なかなか人間は、そう思うと変えるのは大変だとは思いますが、そこに根強い、決て改革を受け入れたみたいな形があるので、これは改革していく上でやはり障害になると思っておりますので、そこはしっかりと説明していかねばならない、こう思っています。

そして、TPPは妥結していないわけですから、このTPPが成ったとき、今の改革だけ

で、これは農業を進める、妥結しないからわからないという答えしかありません。けれども、でも、実際には今まではよりはお互いに自由貿易のルールでやっていくということです。それは当然農業にとつて厳しい状況も起きてくると思います。この厳しい状況に對しては、さらに農業対策に取り組む姿勢で取られるのかどうか、教えていただければと思います。

○林国務大臣 まさに委員がおっしゃっていたように、まだ全体をパッケージとして交渉しておりますので、何も決まっていない、何ら確定しているものはないということですが、これは農林水産委員会の決議が衆参両院でなされておりますので、これが守られたという評価をいただけるように、政府一体となつて全力で交渉に当たつてまいりたい、こういうふうにご考えております。

この農林水産・地域の活力創造プランに基づいてやっている農政の改革というのは、まさに、これにかかわらず、待ったなしの極めて重大な課題でございますので、どういった結果になろうとも、この趣旨がきちつと生かされて、目的が達成されるように、しっかりと施策を推進してまいりたい、こういうふうにご考えております。

○村岡委員 守られたかどうかというのは、これは農業者の方々が判断することだとは思いますが、けれども、我々なんかはもう選挙の最中からTPPに参加していることを言っていますから、TPPに参加して交渉で国益は守る。しかしながら、その中で妥結した条件が出てきたときには、農業対策をしっかりと、そのことによって農業の成長もしていく。

やはり覚悟を決めながら、守るということは大前提なんですけれども、しっかりと、その出てきた内容を精査したもので、守っていくことが一番大事なんです。これから農業が世界市場の中でしっかりと勝負していかねばならないわけですから、これまでの対策よりもより踏み込んで、やはり農業の成長、それから中山間地の社会政策的なものもやっていくというメッセージは必ず

出さなきゃいけなくなる、こう思うんですが、大臣はどう考えていますか。

○林国務大臣 申し上げましたように、まだ交渉が途中でございまして、この交渉の結果によって対策が必要になってくるのかもしれないのかというところは、結果を見ないとなかなか申し上げにくいところがございます。

したがって、このいかにかわらず、やっていこうと思っております農政のプラン、これをしっかりと遂行していくことがまずは大事なことではないかとこのように考えております。

○村岡委員 次に、参考人の方で、農地中間管理機構に話してお話していただきましたが、先ほど玉木委員が話した午前中の話もありまして、集積団滑化団体、ほかの団体でもよくやっていると。何か新しい団体だから、非常に活躍している。前の質問でも、自分たちの自己評価は非常に高いというようなことなんですけれども、中間管理機構の政策が間違っているとは私は思っていないんです。しかし、何かほかの団体と一緒にやっていくという連携が現場でとれていないんじゃないか、こう思っております。

だから、その連携というのは、農林省、政府としては、集積のための部分を、各団体がありますけれども、どのような形で連携させていくのか、または将来的に、どのようにこの団体がある程度まとめていくのか、その辺のところを教えてくださいなればと思います。

○林国務大臣 先ほど午前中の質疑でもございまして、農業委員会ですとか農地利用集積団滑化事業をやっていたところ、これはやはり連携をしてもらわなければなりませんので、しっかりとやっていかなければいけないということでございます。

農地中間管理機構自身が業務を委託できる、こういうふうになっておまして、市町村や地域のJAの皆さんにもいろいろ御協力をいただきながらやっていかなければなりませんし、人・農地プラン等々を活用して、やはり集落単位でいろいろ

な話し合いがなされないと実質的には難しいということもあるか、こういうふうに思っております。

一方で、よく言われている分散錯圖というのがございます。従来やっておりました円滑化事業は、出し手がいらつした場合には、出し手の代理として受け手を探していく。したがって、まず出し手が出てこないと思わないというところがございます。

人・農地プランの中でいろいろ御議論があった、その先に、もう少し出し手からも出してもらう努力をする、そしてそれを、分散錯圖を解消するために、畝をとって大きな一枚のものにしていく、こういうものがあるところ、いいな、こういうお声もあつて、実は農地中間管理機構というのができてきた。こういう経緯がございますので、まさに主体的に借り受けの主体となつて、そして借り受けたものを、そのまま代理人として貸し手を探すのではなくて、機構の中で大きくしていった、いわばデベロッパ的な意思を持ってやっていく、これが農地中間管理機構に求められているところであらうか、こういうふうに思っております。

農地中間管理機構、一年目の実績がこの間出てきたわけでございまして、それをよく詳細に分析して、一体どういうケースでは、今委員がおっしゃつたように、農業委員会とさらに連携が必要なのか、また、円滑化事業をやっているところとどういふ場合はやたらいいのかということとをケース・バイ・ケースでよく見ながら、しっかりと連携をして、二年目に成果が上がっていくようにやっていきたいと思っております。

○村岡委員 まさに今大臣が言つたようなことは、この分散の部分で、鈴木参考人という若い新規参入の方が言つていたんですけれども、僕のような新規参入者にはどうしても農地が集まらないため、非常に非効率なのは重々承知の上でも、三つの市をまたいで農地を借りて農業をしています、遠い畑では、農園の本拠地から三十キロ以上離れ

たところにあります、往復の移動時間だけでも一時間半ほどかかります。

これは、新規に入つた人が、農地中間管理機構に行つてもなかなか情報が得られず、非常に条件不利地だったり、遠いところの場所になつてい。現実はまだ一年目ですから、今大臣が言われたように、いろいろなアンケートの結果をしっかりと分析して、こういう問題が現実にあるんだというところを認識していただければと思いますので、この対策もしっかりやっていただきたいと思ひます。

そしてまた、鈴木参考人が土地のことに関して言っているんですけれども、高齢者に体力の限界が来て離農を考へているという状況になつたときに、例えばこんなことができたと思つていのは、農地をそのままの状態でお貸しただけでせうかという形で、長年その方が育ててきた農地をお借りする、そのときに、農地をお借りするだけではなく、何らかの形で、協力なのか雇用なのか、その方たちと一緒に協力体制がとれるような状態になると、我々みたいな新規参入者も早期に技術がつけられ、そして身近に、その人たちの農村社会に溶け込むことができる。こう思っているんですが、現実にはなかなか農村社会というのは新しい人たちを受け入れる土壌がないわけなんです。

ですから、新しい人たちが、新規参入者が農村社会に入つていくときに、はい、土地がありますよといつて、土地を与えるというだけで本当に農村社会に溶け込むかどうか、このあたりは、もう精神的な分野ですから、農林省がやるべきなのかどうかの問題はあるんですけれども、でも、実は新規参入者がふえてくるということの中には、そこをクリアしないと、なかなか農村社会に入つていけない。

このことに関しては、大臣はどのように思つていますか。

○林国務大臣 そこも大変大事なところでございまして、やはり新規の方が着実に定着をしていた

だ、そういう意味では、今までやつてこられた方や周りの方と近所づき合いをしていただいて、たまには一杯やりながらいろいろな話を聞いて、本当はそうかなと思う話にも、そうすねえなと云うなずいたり、そういうことがやはり大事なんです、これは農業にかかわらずどういう世界でもそうかもしれませんけれども。

高齢農業者の方は、ずっと担い手として活躍されてきておられますから、やはり豊富な農業技術とか経営ノウハウとか土のつくり方、こういうものを持ってもらえるわけでございますので、こういうものを新しい方に伝承していくというのは大変大事なことであらうというふうに思つております。

したがって、後継者が自分のところにはおられなくて、農業経営を移譲することを希望される高齢農業者の皆さんと、新しく入つてくる、経営の継承を希望する皆さんとの間のマッチングとか、そういう方に入つていただいた実践的な研修をする、こういうことをやって円滑に継承されていくというのを推進しておるところでございます。

今後、今先生がおっしゃつたように、出し手の中にはこういう方がたくさん出てくるということが予想されますので、やはりこういうノウハウ、技術を伝承していただけるように、さらに工夫をしてまいりたい、こういうふうに思つております。

○村岡委員 大臣が言われたように、私が質問しても、そうでもないと思つていられるのを、はいはいと聞いていただいているかもしれないが、それは別にしまして、農村社会は、例えば地方というの、私のところは、近所に農地は本当に少ないわけですから、それでも転勤や、それからまた学校に転校してくるとなかなか溶け込めない。農村社会に行くと、小さいころから全員が名前も知つてい、そしてこの学校に行つていくか、知つてい、そういう状況の中で農村に入つてくるというのが、なかなか大変なことは現実問題としてあります。

そして、大臣が言ったように、マッチングだとかそういう言葉の中であるんですけれども、高齢者の方は、例えば、テレビ番組でDASH村というのを見たことがありますか、そこに行った若者たちに教えるというのは本当は大好きなんです。伝承していく弟子みたいな形になる。

だから、入り込みが農地でどんと入っていくというよりも、いろいろな技術を学びに行く、高齢者のいろいろな経験を、そして地域のことを学びに行く、こういう何か、学校でもないですけれども、何かの仕組み、そうすると新規参入の方々も、その地域にもう七十年、八十年住んだおじいちゃんやおばあちゃんがかわいがつてくれて、農業の技術、地域の話を教えてくれる。何かそんな仕組みを少し考えていく、そうすると入りやすくなる。

新規参入で農業をやりたい人は結構いるんです。ところが、農業だけをやりに行くわけじゃないんです。やはり農村社会、地域に溶け込んで、一、二年頑張るけれども、三年ぐらいで疎外感で出ていってしまうということがありますので、最初の入り方の問題のところで何か考えられないかと思えますけれども、大臣はどのように思いますか。

○林国務大臣 まさにいろいろなことが地域地域であるんじゃないかな、こういうふうに思います。

先ほどのマッチングの事業なんかをきつかけとして、今まさに先生がおっしゃっていただいたように、お祭りとか、それから、大体集落へ行きまして、公民館とか集会所みたいなところがあつて、何だかんだそこで集まってやる。ですから、そういうところに積極的に参加していただいて、俺はいいトマトをつくるんだから、それ以外のことはやらないんだというんじゃないくて、やはりその集落の一員となつていろいろなことを一緒にやっていくんだ、こういう気持ちを最初から持つていただくと、よりスムーズに溶け込んでいける

し、そこから学べることも多いのではないかな、こういうふうに思っております。

ちよつと違いますけれども、「WOOD JOB」という映画でも、若者が入つていったときに、最初はよそ者扱いされるわけですが、そのうち、いろいろなエピソードがあつて、だんだんと溶け込んでいく、それで彼も成長していく、こういう姿がございましたけれども、ああいうことがやはりいろいろなきつかけでできていくということが本当に大事なことでないかなというふうに思っております。

○村岡委員 先ほど言ったように、いろいろな農業業者で先端的にやっている人たちが、この人たちは同じ地域に住んでいてもあつたけがあつたわけです。それが、新しく新規参入してくる人たち、でも、むしろ、身近で争っているよりも新規参入者の方が、最初の取り組みをしつかりすれば、私は溶け込めるんじゃないかと思う。

長年争つてくると、なかなか同じ地域に住んでいても、近所だからこそ非常に許せないということがありますので、そこはそこで解決しなきゃいけないんですが、新規参入のとき、高齢者の人たちから、一緒になつて技術を学ぶという方向性の何か仕組みを先に考えられた方が、新規参入の方々が農村社会にしっかりと溶け込んで、その農村社会の一員として頑張れるんじゃないか、こういうふうに思っておりますので、少し、私自身も考えますので、農林省の方も考えていただければ、こう思っております。

そして、きょうの農業新聞なんかにも書いてあります地理的表示、やつとスタートして、第一号が、長野県の柿などが申請されているということです。この地理的表示をいろいろな農業者の人たちも非常にブランドということで評価いたしておりますけれども、大臣が進められた改革といひますか、しっかりとブランド化を進めていくことですので、これは海外展開にはどのように役に立っていくと思っておりますか。

○林国務大臣 おかげさまで、昨日ですが、地理

的表示法が施行されまして、登録申請の受け付けを開始いたしました。早速、夕張メロンとか神戸ビーフなど十九件の申請を受け付けたところでございます。ニュース等でもそのシーンが放映をされて、櫻庭局長の大きな顔が写真になつていたところをごらんになつていただいたのではないかと、こういうふうに思いますが、十九件ですから、多数の申請が受け付け開始日になされたことは、本制度に対する産地の高い期待をあらわすものと感じておるところでございます。

国内ではほかの方が、もうこれは、もし認められれば、同じ名前ではできないということはもちろんでございますが、このGIマークというのが取得をされる、これをつけることができる、海外展開においてはこのGIマークそのものをそれぞれの国で商標権で保護されるようなものにしていく、こういうふうにして思っておりますので、海外のほかの方が神戸ビーフでこのGIマークというのをつけますと、このGIマークの部分がその国における商標法違反、こういうことになるような、典型的にはそういうことを活用して、国内でGIをとつた方の保護が海外においても行えるというふうにして進めていきたい、こういうふうにして考えておるところでございます。

○村岡委員 ぜひ、国内でも、地理的表示のブランドというのは非常に農業のそれぞれの商品の販売とか促進につながると思いますが、海外ではかの各国から認めてもらう、しっかりと認識してもらい、これがやはり農業の成長産業の中で大切なことだと思っております。

櫻庭局長も写真に目いっぱい写っておりますけれども、これを海外にどのように進めていくのかを、地理的表示の部分でどう進めていくことを各国と話し合っておりますでしょうか。

○櫻庭政府参考人 お答え申し上げます。

今大臣の方からございましたけれども、まず、商標であるとか、そちらの方のポイントはございますけれども、話し合いも、実は先行している国は百カ国以上ございまして、重立った国だとEU

とか東南アジアがございます。そういう国々とお互いに相互登録の、この国と話し合いの結果、相互に登録産品を保護し合う、そういった枠組みづくり、こういったものを、まだきのうスタートしたばかりでございますけれども、今後進めていきたいというぐあいに考えております。

○村岡委員 もう時間が来ましたので終わりますけれども、ここは非常に大事だと思っておりますので、ぜひとも、今度は大臣がそれぞれのブランド品を食べながらの写真で載つていただければと思えます。

きょうは、質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○江藤委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十六分散会

平成二十七年七月七日印刷

平成二十七年七月八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

U